

1. 平成24年第1回郡上市議会定例会議事日程（第5日）

平成24年3月16日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 議案第2号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例について
- 日程3 議案第3号 郡上市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程4 議案第4号 郡上ケーブルテレビネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程5 議案第5号 郡上地域情報通信ネットワーク施設の使用及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程6 議案第6号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程7 議案第7号 郡上市税条例の一部を改正する条例について
- 日程8 議案第8号 郡上市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程9 議案第9号 郡上市高鷲農畜産物処理加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程10 議案第10号 郡上市和良農林産物生産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程11 議案第11号 郡上市工場等設置奨励金交付条例の一部を改正する条例について
- 日程12 議案第12号 郡上市温泉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程13 議案第13号 郡上市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程14 議案第14号 郡上市市有住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程15 議案第15号 郡上市簡易水道等事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程16 議案第16号 郡上市心身障害児通園施設設置及び管理に関する条例の全部改正について
- 日程17 議案第17号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程18 議案第18号 郡上市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程19 議案第19号 郡上市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程20 議案第20号 郡上市立学校設置条例の一部を改正する条例について

- 日程21 議案第21号 郡上市図書館設置条例の一部を改正する条例について
- 日程22 議案第22号 岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約について
- 日程23 議案第38号 平成24年度郡上市一般会計予算について
- 日程24 議案第39号 平成24年度郡上市国民健康保険特別会計予算について
- 日程25 議案第40号 平成24年度郡上市簡易水道事業特別会計予算について
- 日程26 議案第41号 平成24年度郡上市下水道事業特別会計予算について
- 日程27 議案第42号 平成24年度郡上市介護保険特別会計予算について
- 日程28 議案第43号 平成24年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について
- 日程29 議案第44号 平成24年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計予算について
- 日程30 議案第45号 平成24年度郡上市駐車場事業特別会計予算について
- 日程31 議案第46号 平成24年度郡上市宅地開発特別会計予算について
- 日程32 議案第47号 平成24年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について
- 日程33 議案第48号 平成24年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について
- 日程34 議案第49号 平成24年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程35 議案第50号 平成24年度郡上市大和財産区特別会計予算について
- 日程36 議案第51号 平成24年度郡上市白鳥財産区特別会計予算について
- 日程37 議案第52号 平成24年度郡上市牛道財産区特別会計予算について
- 日程38 議案第53号 平成24年度郡上市北濃財産区特別会計予算について
- 日程39 議案第54号 平成24年度郡上市石徹白財産区特別会計予算について
- 日程40 議案第55号 平成24年度郡上市高鷲財産区特別会計予算について
- 日程41 議案第56号 平成24年度郡上市下川財産区特別会計予算について
- 日程42 議案第57号 平成24年度郡上市明宝財産区特別会計予算について
- 日程43 議案第58号 平成24年度郡上市和良財産区特別会計予算について
- 日程44 議案第59号 平成24年度郡上市水道事業会計予算について
- 日程45 議案第60号 平成24年度郡上市病院事業等会計予算について
- 日程46 議案第61号 郡上市八幡市島美しいむらづくり多目的管理棟の指定管理者の指定について
- 日程47 議案第62号 郡上旬彩館やまとの朝市の指定管理者の指定について
- 日程48 議案第63号 郡上市白鳥農畜産物処理加工施設の指定管理者の指定について
- 日程49 議案第64号 郡上市白鳥ふれあいの館の指定管理者の指定について
- 日程50 議案第65号 郡上市白鳥ふるさと食品加工伝承施設の指定管理者の指定について
- 日程51 議案第66号 郡上市白鳥地域資源活用交流施設油坂さくらパークの指定管理者の指定

について

- 日程52 議案第67号 郡上市新規作物等定着促進施設ひるがの物産館の指定管理者の指定について
- 日程53 議案第68号 郡上市牧歌の里施設の指定管理者の指定について
- 日程54 議案第69号 郡上市高鷲ふれあい農園施設の指定管理者の指定について
- 日程55 議案第70号 郡上市ひるがの高原サービスエリア地域食材供給施設の指定管理者の指定について
- 日程56 議案第71号 郡上市高鷲農畜産物処理加工施設及び郡上市高鷲農畜産物処理加工施設とうふ工場の指定管理者の指定について
- 日程57 議案第72号 郡上市高鷲三白の里ふれあい市場の指定管理者の指定について
- 日程58 議案第73号 郡上市明宝農産物加工場の指定管理者の指定について
- 日程59 議案第74号 郡上市和良農林産物生産施設の指定管理者の指定について
- 日程60 議案第75号 郡上市和良農産物加工施設の指定管理者の指定について
- 日程61 議案第76号 郡上市白鳥木遊館の指定管理者の指定について
- 日程62 議案第77号 郡上八幡旧庁舎記念館ほか4施設の指定管理者の指定について
- 日程63 議案第78号 郡上市大和古今伝授の里フィールドミュージアムほか3施設の指定管理者の指定について
- 日程64 議案第79号 白山長滝公園ほか2施設の指定管理者の指定について
- 日程65 議案第80号 郡上市白鳥前谷自然活用総合管理施設の指定管理者の指定について
- 日程66 議案第81号 郡上市白鳥石徹白交流促進センターの指定管理者の指定について
- 日程67 議案第82号 郡上市ひるがの高原多目的広場の指定管理者の指定について
- 日程68 議案第83号 郡上市道の駅大日岳地域食材供給施設の指定管理者の指定について
- 日程69 議案第84号 郡上市ひるがの湿原植物園の指定管理者の指定について
- 日程70 議案第85号 湯の平温泉の指定管理者の指定について
- 日程71 議案第86号 郡上市美並都市交流促進施設フォレストパーク373の指定管理者の指定について
- 日程72 議案第87号 郡上市美並総合案内所の指定管理者の指定について
- 日程73 議案第88号 郡上市美並緑地等利用施設粥川バンガローの指定管理者の指定について
- 日程74 議案第89号 郡上市美並川の駅の指定管理者の指定について
- 日程75 議案第90号 日本まん真ん中温泉 子宝の湯の指定管理者の指定について
- 日程76 議案第91号 明宝温泉 湯星館及び郡上市明宝食材供給施設の指定管理者の指定につ

いて

- 日程77 議案第92号 郡上市めいほう高原自然体験センターの指定管理者の指定について
- 日程78 議案第93号 郡上市明宝地域資源活用総合交流促進施設の指定管理者の指定について
- 日程79 議案第94号 郡上市明宝磨墨の里公園の指定管理者の指定について
- 日程80 議案第95号 郡上市和良運動公園の指定管理者の指定について
- 日程81 議案第96号 郡上市和良川公園オートキャンプ場の指定管理者の指定について
- 日程82 議案第97号 郡上市和良大月の森公園キャンプ場の指定管理者の指定について
- 日程83 議案第98号 みずほ園ほか2施設の指定管理者の指定について
- 日程84 議案第99号 郡上市八幡デイサービスセンターほか8施設の指定管理者の指定について
- 日程85 議案第102号 財産の無償譲渡について（下栗巣集会所）
- 日程86 議案第103号 財産の無償譲渡について（中津屋伝統芸能継承センター）
- 日程87 議案第104号 財産の無償譲渡について（高鷲上野集会所）
- 日程88 議案第105号 財産の無償譲渡について（野添農産物集出荷場）
- 日程89 議案第106号 市道路線の廃止について
- 日程90 議案第107号 市道路線の認定について
- 日程91 請願第1号 消費税10%へのアップと社会保障の切り捨て中止を求める意見書の提出を求める請願書
- 日程92 議発第1号 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査及び常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程93 報告第1号 専決処分の報告について
- 日程94 議報告第3号 中間報告について（議会運営委員会の中間報告）
- 日程95 議報告第4号 行財政改革特別委員会の報告について
- 日程96 議報告第5号 過疎・辺地総合対策特別委員会の報告について

2. 本日の会議に付した事件

日程1から日程96まで

- 日程97 議発第2号 郡上市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程98 議発第3号 郡上市議会会議規則の一部を改正する規則について

3. 出席議員は次のとおりである。（21名）

1番	上村 悟	2番	田中 康久
3番	森 喜人	4番	田代 はつ江
5番	野田 龍雄	6番	鷺見 馨
7番	山田 忠平	8番	村瀬 弥治郎
9番	古川 文雄	10番	清水 正照
11番	上田 謙市	12番	武藤 忠樹
13番	尾村 忠雄	14番	渡辺 友三
15番	清水 敏夫	16番	川嶋 稔
17番	池田 喜八郎	18番	森藤 雅毅
19番	美谷添 生	20番	田中 和幸
21番	金子 智孝		

4. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置 敏明	副市長	鈴木 俊幸
教育長	青木 修	市長公室長	田中 義久
総務部長	服部 正光	健康福祉部長	布田 孝文
農林水産部長	野田 秀幸	商工観光部長	蓑島 由実
建設部長	武藤 五郎	環境水道部長	木下 好弘
教育次長	常平 毅	会計管理者	山下 正則
消防長	川島 和美	郡上市民病院 事務局長	猪島 敦
国保白鳥病院 事務局長	日置 良一	郡上市 代表監査委員	齋藤 仁司

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	池場 康晴	議会事務局 議会総務課長	丸井 秀樹
議会事務局 議会総務課長 補佐	河合 保隆		

◎開議の宣告

○議長（池田喜八郎君） おはようございます。

議員の皆様には2月24日開会以来、それぞれの出務御苦労さまでございました。また、日置市長初め執行部の方も全員御出席をいただきありがとうございますございました。

いよいよ最終日を迎えることになりました。大変本日は議案がたくさんございます。慎重審議の上、議事進行に格段の御協力をお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は21名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、御了承を願います。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（池田喜八郎君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、会議録署名議員には、4番 田代はつ江君、5番 野田龍雄君を指名いたします。

それでは、ここで、お手元に資料を配付しておりますが、24年度の当初予算の事業概要説明表の正誤表と地方債の現在高の交付税算入見込みに関する調書につきまして、服部総務部長のほうから説明をいただきます。総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 大変申しわけございません。平成24年度の当初予算事業概要説明一覧表の正誤表というのがお手元のほうにあると思いますが、よろしく願いいたします。

まず、ページ数でございます。ページ数と箇所、誤、正という形でございますが、ここで、今回の介護保険特別会計の関係でございます。60ページでございますが、ここで、年間延べ利用見込みとか、上限額、また年間延べの利用見込み件数とかが間違っております。それで、正しくは「正」のほう、アンダーラインが引いてございますが、この数字にお願いしたいと思います。大変申しわけございませんでした。

それと、地方債の現在高及び交付税算入見込みに関する調書ということで、清水議員さんのほうから資料のほうの配付をということで申し受けましたので、お配りしてございます。

今回、この一般会計においてございます。区分において1から、次のページの21まで各区分ごとの記載でございます。ここにおいて、中ほどに24年度末の現在高の見込み額ということでございます。また、その右側に普通交付税の算入率ということで、いろいろ、100%のものもあれば、ゼロというものもございます。そこで、普通交付税、基準財政需要額、算入見込み額ということで、一本一本違いますので算定しました。その結果、算入見込み額が、書いてございますような数字になるということでございます。

それで、一番右の端が算入割合と、それを割り戻したものでございますが、このパーセントになると。全体的に見ますと、次のページの合計欄見ていただきますと、全体的に算入割合が72.5%という形になります。それで、その次のページが、今度一般会計の一般公共からいろいろ区分ございますが、これを、棒グラフにしたものでございます。それで、一例でいいますと、一番わかりやすいもので左から2番目の一般単独債、一般単独というもので、元金が208.3億円という中で、算入金額は128.7億円ということで、61.8%と下に括弧書きで書いてございます。このような表の見方でよろしくお願いいたします。

また、次のページに、一般会計ということで、今のを全体的にまとめた棒グラフでございます。あと、その右側から、国保会計、簡易水道会計、下水道会計等々の会計のものを棒グラフにしたものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（池田喜八郎君） 説明をいただきました。

◎議案第2号から議案第22号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（池田喜八郎君） それでは、お諮りをいたします。日程2、議案第2号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例についてから、日程22、議案第22号 岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約についてまでの21件を一括議題としたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号から議案第22号までの21件を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました21件は、各常任委員会に審査を付託してあります。各委員長より報告をいただき、議案ごとに質疑、討論、採決をしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、一括議題として御報告をいただきます。

各委員長より、順次審査の経過と結果についての報告を求めます。

総務常任委員長、11番 上田謙市君。

○11番（上田謙市君） おはようございます。2月24日の平成24年第1回郡上市議会定例会において付託されました条例議案21件について、2月29日に総務常任委員会を開催し、審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。なお、経過については主な内容を報告いたします。

条例議案。

議案第2号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例について。

市長公室長から、自主運行バスの料金体系を共通の算定方式に基づき改定し、減免及び割引においても統一した基準適用にしたいとの説明がありました。

委員からは、自主運行バス石徹白線と白鳥荘川線の運行時間帯の重複について質問があり、可能な限り、効率的な運行を目指しているが、通勤、通学に利用する運行時間帯は限定されるため、重複はやむを得ないとの説明がありました。

割引を適用するときの資格の確認方法について質問があり、障害者手帳等を提示していただくが、児童福祉施設入所者は手帳がないため、施設から証明書を発行していただくなどの対応を予定しているとの説明がありました。

回数券の割引率について質問があり、料金改定後は減収になる見込みであり、さらなる割引率の増は財政を圧迫することになるため、回数券については、従来の割引率を維持する考えであるとの説明がありました。

定期券の利用状況について質問があり、支線交通を通勤等に使っている方が少ないことから、現在のところ定期券の利用者は少ないが、これまで定期券がなかった路線も運用を開始したので、利用促進に努めたいとの説明がありました。

美並八幡線の運賃算定方法について質問があり、美並八幡間は地域間を運行する幹線交通的な運行のため、美並地域を境に100円を加算する料金設定をしているとの説明がありました。

岐阜バスの撤退後の新たな運行業者に対する安全性と信頼性のある事業者の選定が重要であるとの意見があり、指名する業者は、一般旅客自動車運行管理者の資格を備え、運転手は、第2種運転免許を保有していることを条件としているとの説明がありました。

委員からは、業者によって事故対応に差異が出ることをないよう万全を期されたいとの意見がありました。

運行ルート拡大や未整備となっているところの公共交通機関の運行について質問があり、まめバスは市街地の交通政策として実施しており、1時間で主要公共施設を一周する運行ダイヤを基本としているため、ルート拡大は考慮が必要である。今回の見直しに当たっては、全地域で説明会を開催し、意見聴取を行っており、安久田は、和良線のルートとして通る予定であるとの説明がありました。

自主運行バスと長良川鉄道との連絡体制について質問があり、可能な限り乗り継ぎの利便性を確保できるよう調整しており、八幡駅、白鳥駅など、主要駅との連絡に配慮している。新たに和良線が、郡上八幡駅に停車することになったため、乗り継ぎができるよう時刻の調整をしたとの説明がありました。

改正した時刻表の周知方法について質問があり、料金改正等の概要については3月号の広報紙に

掲載し、時刻表と料金表については、地域ごとに配布する予定であるとの説明がありました。

美濃病院へのバス乗り入れについて質問があり、実証運行期間を延長し、引き続き検討をしていく予定であるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第3号 郡上市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について。

市長公室長及び人事課長から、国内旅行の日当を廃止し、外国旅行のみ日当を支給することとし、市議会議員及び非常勤特別職の日当においても、今回の改正によって適用されるとの説明がありました。

委員から、最近の外国旅行の動向について質問があり、市長と議長が岐阜県人会の創立70周年記念式典の用務でブラジルへ出張した事例、誘客事業で職員が台湾、シンガポールへ出張した事例等について説明がありました。

委員からは、国際化の情勢の中で、語学の研さんをすることや、観光分野等において、海外の先進地に学ぶことは意義があり、将来に向けて国際的な戦略をもって、海外視察なども行ってもらいたいとの意見がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第4号 郡上ケーブルテレビネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

市長公室長及び情報課長から、音声告知放送のみ受信できるプランを新たに設けるものであるとの説明がありました。

委員から、加入者数の見込みについて質問があり、テレビと一緒に契約をしてもらい、料金収入を確保していくのが第一の希望であり、音声告知放送の単独契約を強く勧めていくものではなく、加入者数は余り伸びないと予想しているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第5号 郡上地域情報通信ネットワーク施設の使用及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

情報課長から、インターネットの通信基盤整備工事の完了に伴い、通信速度100メガビットパーセコのハイパーコースの新設と、従来のスーパーコース料金を改定するものであるとの説明がありました。

委員から、128キロビットパーセコの利用について質問があり、この速度ではパソコンでのダウンロードの時間がかかり過ぎるため、現実的には不都合があると思うが、テレビを使ったデータ放送の双方向通信においては支障がないと思われるとの説明がありました。

将来的な見通しの中で、市民が使いやすいものを提供していくことが必要であるとの意見があり、

企業誘致のインフラとしては高速大容量の通信環境が望ましく、NTTのフレッツ光のサービスエリアがすぐに市内全域に広がる見通しはないため、公共としてどこまで対応すべきであるかが一つの課題である。今回のプランでは、受信速度は100メガビットパーセコを確保できるが、送信速度は2メガビットパーセコ程度であり、フレッツ光にはまだ追いついていないとの説明がありました。

利用者からの通信速度に対する要望について質問があり、ネットゲームはスピードが必要であることから、ゲームの利用者からは要望があったが、インターネットで株取引を行っている方からの要望はないとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第6号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

総務部長から、集会所等の4施設について、地元へ無償譲渡するため、公の施設から削除するとの説明がありました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第7号 郡上市税条例の一部を改正する条例について。

総務部長から、平成25年4月1日以降に売り渡されるたばこ税率の引き上げ、退職所得の市民税の分離課税にかかわる所得割の特例の廃止、平成26年度から平成35年度までに限って個人市民税の均等割に500円を加算する特例、東日本大震災にかかわる雑損控除の特例の改正を定めるとの説明がありました。

委員から、たばこ税が県から市へ税源移譲したことについて質問があり、法人税の税率の引き下げに伴い、市町村は減収となるが、県は課税ベースが拡大する改正を伴っているため増収となっていることに対する調整であるとの説明がありました。

退職所得に係る分離課税の特例を廃止する理由について質問があり、上位の法改正に伴い実施するもので、これまで特例として、1割相当分を控除する措置がとられていたが、国全体の財源確保の観点から所要の見直しを図ったものと思われるとの説明がありました。

個人市民税の均等割改正に伴う増収見込みについて質問があり、1,200万円程度の増収が見込めるとの説明がありました。

また、たばこ税の改正に伴う増収見込みについて質問があり、平成25年度の消費見込み本数による試算では、3,200万円程度の増収を見込んでいるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては賛成多数で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第8号 郡上市手数料条例の一部を改正する条例について。

消防長から、政令の改正に伴い、貯蔵タンクの種類追加に伴う危険物貯蔵所設置許可申請に係る審査手数料を改正するが、対象の施設は郡上市には存在しないとの説明がありました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第9号 郡上市高鷲農畜産物処理加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

農林水産部長から、施設使用者の受益と負担の適正化に伴い、使用料を改めるとの説明がありました。

委員から、改正後の使用料については、了解を得られるのかとの質問があり、既に使用者側と交渉を行ってきており、了解が得られる見込みであるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第10号 郡上市和良農林産物生産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

農林水産部長から、施設使用者の受益と負担の適正化に伴い、使用料を改めるとの説明がありました。

委員から、現在の使用施設の生産内容と生産量、従業員数について質問があり、シイタケ、ナメコ、キクラゲ、アガリクスなどのキノコの生産をしており、平成22年度の生産量は27万2,417キログラムで、販売額は1億5,337万7,000円である。従業員数は33人であるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第11号 郡上市工場等設置奨励金交付条例の一部を改正する条例について。

商工観光部長から、奨励金の交付要件を緩和する特例措置の期間を平成27年3月31日までの3年間延長することについて説明がありました。

委員から、奨励金の認定状況について質問があり、認定数は平成21年度4件、平成22年度2件、平成23年度は1件申請中であるが、平成24年度課税となるため平成23年度の交付には該当しないとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第12号 郡上市温泉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

商工観光部長から、温泉施設の休業日の変更と使用料の上限の設定、回数券などの特例の廃止について説明がありました。

委員から、入湯者の状況について質問があり、岐阜県観光動態調査によると、平成22年の入湯者数は、やまと温泉20万6,000人、湯の平温泉7万3,000人、子宝の湯の12万8,000人、湯星館11万人であるとの説明がありました。

委員から、料金の値上げに見合ったサービスの充実をしていくようにとの意見がありました。また、燃料費が高騰してきている、間伐材などを使用できる木質ボイラーを利用しているところもあるので、燃料費を削減する方法を考えられたいとの意見がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第13号 郡上市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について。

建設部長から、老朽化による市営小野住宅の廃止について説明がありました。

委員から、土地の所有者と活用について質問があり、土地は市有地であり、更地にして売却等を検討していく。4軒長屋であり、敷地面積は275平方メートルである。住宅の明け渡し裁判の判決が確定したので、今後は裁判所執行官の現地確認が行われ、その指示により取り壊して更地にするとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第14号 郡上市市有住宅管理条例の一部を改正する条例について。

建設部長から、老朽化による畑佐団地及び二間手住宅の廃止並びに上沢団地3号棟の家賃改正について説明がありました。

委員から、無償譲渡における耐震性について質問があり、市としては、耐震性の問題もあり、二間手住宅を取り壊したかったが、地元から地域を活性化するために使用したいとの要望があったため、無償譲渡する。土地は、市名義であるため、返却時に更地にすることを条件としたとの説明がありました。

上沢団地を改修する意義について質問があり、現在、入居予定はないが、一部改修することで入居できる状態となることから活用し、今後募集をかける。平成24年度から平成25年度にかけて、住宅施策である長寿命化計画を策定する。計画策定の中で、個々の住宅を調査することにより、耐用年数が来ても少しの改修で活用できる住宅については、長寿命化にもつながり、意義があるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第15号 郡上市簡易水道等事業給水条例の一部を改正する条例について。

環境水道部長から、簡易水道統合事業により、高鷲町の簡易水道4施設を統合し、高鷲町高鷲北部簡易水道としての給水区域等の改正と予備水源の利用に変更する板橋飲料水供給施設について説明がありました。

委員から、水量の問題は改善されたのかとの質問があり、ひるがの地区は別荘への入居が多くなる時期に水量不足となっていたが、改善されることになるとの説明がありました。

給水人口が旧の条例に比べ新の条例が減少していることについて質問があり、平成29年度の供用開始時の将来人口であり、人口が減少傾向であるため、人口問題研究所の人口データを使用したとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第16号 郡上市心身障害児通園施設設置及び管理に関する条例の全部改正について。

社会福祉課長から、障害児通所支援事業が、障害者自立支援法から児童福祉法に位置づけられた

ことにより、所要の規定を整備するとの説明がありました。

委員から、法律が改正されたことによる心身障害児通園施設への影響について質問があり、現時点では変更はないとの説明がありました。施設に通園したほうがよい児童の把握について質問があり、1歳半や3歳児健診に職員も同席し、要支援の場合はことばの教室で相談を受けている。幼稚園、保育園の場合は、先生や保健師がことばの教室へつないでいるとの説明がありました。

また、委員から、学校でも特別に配慮しなければならない子どもがふえていくと聞く。今回は法律の改正であるが、幼児期から適切な指導ができ、保護者の期待にこたえることや、子どもの成長に役立つような施策をとられるようにとの意見がありました。

法律の変更点について質問があり、18歳以下は児童福祉法の対象となった。従来は、障がいになった年齢が基準であったため、大人になっても児童福祉法の適用を受けていたとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第17号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

高齢福祉課長から、地域密着型サービス運営委員会の設置については、平成20年に要綱を制定しているが、委員の報酬及び費用弁償について、条例整備を行いたいとの説明がありました。

また、社会福祉課長から、身体障害者相談員と知的障害者相談員の業務が県から移譲され、平成24年中に2年の任期が到来するので、それ以降について、市が委嘱をするもので、報酬については県の単価を踏襲しているとの説明がありました。

委員から、地域密着型サービス運営委員会の活動について質問があり、メンバーは、シニアクラブ、議会、医師、在宅サービス提供者、施設サービス提供者、介護者などの各代表11人で構成し、年2回の開催により、施設基準や適切な運営がされているかを審査するとの説明がありました。

身体障害者相談員等の活動内容について質問があり、身体障害者相談員は、障がい者の活動支援、更生援護に関する相談を受け、知的障害者相談員は、施設入所、就学、就職に関する手続や関係機関や行政との橋渡しなどを行うとの説明がありました。

身体障害者相談員等の報酬について質問があり、月額2,040円だが、年額では約2万4,500円の支払いになる。仲間のためにといったボランティア精神で行っていただくとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては賛成多数により原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第18号 郡上市介護保険条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、第5期介護保険事業計画に基づき、介護保険料を改めることについて説明がありました。

委員から、保険料の今後の見通しについて質問があり、介護給付費には、一定率の割合で保険料

を充当するもので、給付費がふえれば保険料も上がることになる。自分たちが努力することは、予防に努め、元気で長生きすることである。在宅介護サービスを進めていくことも必要であるとの説明がありました。

特別養護老人施設の施設内容と市の補助金について質問があり、低所得者が比較的多い郡上市としては、利用者の料金が安くなる多床室が適切と考える。白鳥町に新しく建設される特別養護老人ホームは、多床室である。市の補助金は県補助金の10分の1で、1床につき23万2,000円の補助により、総額1,160万円を予定している。また、開所準備金についても、県補助金の10分の1で、1床につき6万円、総額で300万円を予定しているとの説明がありました。

介護給付費の実績について質問があり、平成12年度は14億円であったものが、平成23年度には31億円であるとの説明がありました。

第1号被保険者と第2号被保険者における保険給付費の財源構成が1%の負担割合の変更になったことについて質問があり、40歳から65歳の働き盛りの世代の収入が減っていること、人口比のバランスから65歳以上の第1号被保険者の方へ負担割合が増加となったとの説明がありました。

年金受給者の負担軽減について質問があり、準備基金から約3,000万円の繰り入れや財政安定化基金を取り崩し、1号被保険者への負担緩和措置を講じた。また、低所得者に配慮して、2階層の特例を設けることにより、保険料率を細かく区分して引き上げを抑制したとの説明がありました。

市の施策について質問があり、市としては、施設の充実も図っていくが、市民の負担もふえていくので、互いに支え合うということを理解していただきたい。在宅介護も進めていきたい。寝たきりの高齢者等介護者への慰労金については、打ち切られた県補助分を市が上乘せして5,000円を助成している。健康であること、高齢者の元気をPRするよう、ケーブルテレビを活用して啓発していきたいとの説明がありました。

年金からの天引きについて質問があり、年金額18万円以上の方は、年金から6期に分けて引き落とされている。日本年金機構には、市から保険料を通知しているとの説明がありました。

在宅サービスの時間について質問があり、岐阜県のモデルケース事業として、訪問介護事業所「ノバネットワークス」が短時間訪問介護サービス提供事業に取り組んでいる。しかし、拠点は八幡であり、市域の広い郡上市では、採算の面から、遠方まで行くことはできない。シルバー人材センターが介護保険制度以外でのサービスの提供を始めているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては賛成多数により原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第19号 郡上市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、八幡保健センターの移転建設に伴う、施設の名称及び位置等の変更について説明がありました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第20号 郡上市立学校設置条例の一部を改正する条例について。

教育次長から、白鳥中学校の移転建設に伴う学校の位置変更について説明がありました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第21号 郡上市図書館設置条例の一部を改正する条例について。

教育次長から、図書館法の一部改正に伴い、郡上市図書館協議会委員の委嘱基準の整備について説明がありました。

委員から、図書館協議会の活動及び図書の選書について質問があり、平成22年度は、2回の会議を開催し、平成21年度は、協議会より選出したメンバーも策定委員会に入って子ども読書活動推進計画を策定した。協議会の職務としては、図書館の運営に関し、館長の諮問に応ずることや、図書館の行う業務に対し意見を述べるができることともに、利用者の声を館長に届けるための協議会でもある。また、図書の選書については、職員が行っているが、利用者からのリクエストも受けて図書を購入しているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第22号 岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約について。

健康福祉部長から、住民基本台帳法の一部改正に伴う規約変更について説明がありました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。平成24年3月16日、郡上市議会議長 池田喜八郎様。郡上市議会総務常任委員会委員長 上田謙市。

以上であります。

○議長（池田喜八郎君） 続きまして、産業建設常任委員長、12番 武藤忠樹君。

○12番（武藤忠樹君） おはようございます。産業建設常任委員会の報告をさせていただきます。

2月24日開催の平成24年第1回郡上市議会定例会において審査を付託されました条例関係8件について、2月29日に産業建設常任委員会を開催し、審査を行いましたので、その経過と結果について報告いたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

条例関係。

議案第6号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

農林水産部長から、公の施設のうち所管である産業振興施設について、施設建設からの経緯、施設管理の状況等から、自治会へ無償譲渡するために公の施設としての位置づけを廃止するとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第9号 郡上市高鷲農畜産物処理加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

農林水産部長から、施設使用者の受益と負担の適正化に伴い、使用料を改めるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から起債残高について質問があり、平成25年9月で支払いが終了する。起債残高は約2,900万円であるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第10号 郡上市和良農林産物生産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

農林水産部長から、施設使用者の受益と負担の適正化に伴い、使用料を改めるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から使用料が高額ではないかとの質問があり、事前に相手とは使用料の額は了承済みで、年額の一括払いが困難であるため、四半期に分けて支払っていただくとの説明がありました。

使用料の対象物、使用料の額の根拠について質問があり、公の施設の建物部分の使用料であり、使用料の金額は、施設整備に係る一般財源をベースに算出しているとの説明がありました。

施設での雇用状況について質問があり、和良町に住民票がある32人が雇用されているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第11号 郡上市工場等設置奨励金交付条例の一部を改正する条例について。

商工観光部長から、郡上市工場等設置奨励金の交付要件を緩和する特例措置の期間を延長するとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をしました。

議案第12号 郡上市温泉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

商工観光部長から、温泉施設の使用料等を改めるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から今回の改正理由について質問があり、主な理由は、各市営温泉が料金を開設以来変更しておらず、市民の民間温泉と比較して低額のままであること、近年は燃料費が高騰していて、開設当時の約1.9倍になっていること、市営の4温泉がすべて指定管理になるこの機会に、料金の整合性を図り、上限を設定することにより、指定管理者がサービスを含めた独自の料金設定により、サービス向上と経営安定を図ることができるようにすることなどの理由であるとの説明がありました。また、施設が異なるのに、料金の整合性を図る必要があるのかとの質問があり、市営施設としての料金の上限を設定したものであり、指定管理者が各々で料金を設定して、市の承認を得て実施するとの説明がありました。この改正は値上げというイメージがあり、温泉利用者が落ち込む中で改正する理由を明確すべきだとの意見があり、改正イコール値上げではなく、指定管理者

の裁量の枠を広げるためのものであり、当面、料金改定を想定しているのは1施設のみであるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第13号 郡上市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について。

建設部長から、市営小野住宅の老朽化に伴い廃止するとの説明を受けました。

審査の中で、委員から市営住宅の中で家賃が一番低い住宅について質問があり、昭和26年度に建設された八幡町の柳町住宅で、入居者の所得状況に応じて家賃が異なるが、月額500円から1万6,100円であるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第14号 郡上市市有住宅管理条例の一部を改正する条例について。

建設部長から、市有住宅の畑佐団地及び二間手住宅を老朽化に伴い廃止し、上沢住宅3号棟の家賃を改めるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から二間手住宅の面積、土地等について質問があり、敷地面積が225.1平方メートル、建物は木造平屋建てで75.75平方メートル、間取りは3DKであるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第15号 郡上市簡易水道等事業給水条例の一部を改正する条例について。

環境水道部長から、高鷲町の高鷲北部簡易水道施設の認可変更申請に伴い、給水区域等を改めるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。平成24年3月16日、郡上市議会議長 池田喜八郎様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 武藤忠樹。

以上であります。

○議長（池田喜八郎君） 続きまして、文教民生常任委員長、18番 森藤雅毅君。

○18番（森藤雅毅君） それでは、文教民生常任委員会の報告をいたします。

2月24日の平成24年第1回郡上市議会定例会において審査を付託されました条例関係議案7件について、2月29日、3月2日に文教民生常任委員会を開催し、審査を行いましたので、その経過と結果について報告します。なお、経過については、主な内容を報告します。

議案第16号 郡上市心身障害児通園施設設置及び管理に関する条例の全部改正について。

健康福祉部長から、障害者自立支援法に位置づけられていた事業が、児童福祉法に位置づけられたことにより、全部を改正するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から全部改正によって前の条例は廃止する必要はないのかとの質問があり、新

たに制定する場合は、廃止することになるが、全部改正の場合は、前の条例が置きかわったということで、廃止の必要はないとの説明がありました。

ことばの教室のない地域の方の利用について質問があり、明宝・和良地域は、八幡のひまわり教室、高鷲は白鳥ことばの教室で対応している。基本的には予約制で行っているので、合理的に実施しているとの説明がありました。

ことばの教室の利用者数と指導内容について質問があり、利用者は、4施設で130人、指導内容については、口の体操とか、お菓子を使った発音訓練や、発達障がいといわれる子には、社会性を養うことを主に行っている。また、未就園児の子が就園児に引き継ぎをして、園への訪問も行っている。その後、小学校の就学検討委員会に出席したり、学校訪問して様子を見ているとの説明がありました。

利用した子のその後の状況について質問があり、特別支援学校へ行く子もいるが、幼児期に丁寧なかかわりをすれば、小学校へ行っても困り感が少ないとの説明がありました。

障がいのある子を持つ親の理解が大切で、その対応について質問があり、3歳児健診などでの情報により来ていただいて、同じ仲間がいることを伝えて相談している。子どもが通うことで、親も子どもへの接し方がわかって、どんどん明るくなっていくとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第17号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、地域密着型サービス運営委員会の委員報酬と、身体障害者相談員、知的障害者相談員の委嘱が県から市に事務移譲されたため報酬を定めるもので、身体障害者相談員は17人、知的障害者相談員は3人との説明を受けました。

審査の中で、委員から地域密着型サービス運営委員会の役割等について質問があり、市内施設の活動状況を評価して市に報告いただく、メンバーは、シニアクラブ、議会、医師、在宅サービス提供者、施設サービス提供者、介護者などの各代表で11人であるとの説明がありました。

身体障害者相談員と知的障害者相談員は、支部協会で選出する相談員と同じ方かとの質問があり、それぞれの協会から推薦を受けた方であり、同じ方であるとの説明がありました。

相談員のPRについて質問があり、障害手帳を取得される際に、協会組織のお知らせをしているし、以前、本人承諾の上で、相談員を市の広報紙で紹介したとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第18号 郡上市介護保険条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、第5期介護保険計画に基づき、介護保険料を改めるものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員からサービス利用が多くなると保険料は高くなると思うが、所得設定区分を市で手厚くできるのか、保険料を安くするために市が財政負担をすることはできないのかとの質問があり、介護保険については、保険料軽減のため一般会計から繰り入れを行うことは認められないとの国の判断がある。介護保険会計の財源が不足する場合は、介護給付費準備基金からの繰り入れで対応し、その基金がなくなれば、県の財政安定化基金から借り入れることができる。借り入れた場合、その返済のため、次期の保険料に上乘せしなければならず、保険料はさらに高くなる。低所得者対策としての所得区分の検討や準備基金の取り崩しについて検討し、準備基金については3年間で約3,000万円を取り崩す試算で保険料を算定しているとの説明がありました。

所得段階において市として独自に定める区分はどこかとの質問があり、第4段階に加え、新たに第3段階に低所得者対策として、特例を設定し、合計所得金額・課税年金収入額が120万円以下の人の区分を設けたとの説明がありました。

介護報酬が下がると言われる一方で保険料が上がる理由について質問があり、今回の介護報酬の改定は、処遇改善による加算やリハビリテーションの加算、老人保健施設では、在宅への復帰率が30%を超えた場合の介護報酬の加算など、加算項目が多数あるため、介護給付費が上がる要素があるとの説明がありました。

第5期介護保険事業計画では、今後3年間で2つの施設の増床などにより、介護給付費が上がるかと予想されることから、市の在宅介護施策についての考え方について質問があり、国は在宅介護に力を入れている。市としても、在宅介護は重要と考えており、介護保険サービス以外では、在宅での生活を支える施策、例えば、配食サービスや地域のネットワークづくりを進めていきたいと考えている。また、設備整備については、24年度開設する福祉施設の入所状況を見ながら、計画に沿った形で検討していきたいとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第19号 郡上市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、八幡保健センターの移転に伴い施設の名称及び位置を改めるものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から夜間の利用について質問があり、保護者会議などは職員が同席して管理する。職員が同席しない団体の利用は考えていないとの説明がありました。

工事の進捗状況について質問があり、予定どおりであるが、3月14日の竣工式までに駐車場の舗装は難しいとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第20号 郡上市立学校設置条例の一部を改正する条例について。

教育次長から、白鳥中学校の移転建設に伴い学校の位置を改めるための条例改正であるとの説明

を受けました。

審査の中で、委員から新しい学校校舎敷とグラウンドの間の市道の問題はどうなったのかとの質問があり、その市道によって、上段と下段が2団地と認められ、開発許可の要しない簡易な申請で建設を行うことができたことから、平成24年度完成のスケジュールとなっている。また、市道工事の関係で、平成24年度は墓地へ行く道路として利用されることとなる。しかし、道路で学校敷地が分断されることは、教育環境として決してよくないため、学校建設及び市道工事の完了後には、市道としての用途廃止ができるよう、地元の皆さんの理解を得ていきたいとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第21号 郡上市図書館設置条例の一部を改正する条例について。

教育次長から、図書館法の改正に伴い、図書館協議会の委員の委嘱基準を整備するための条例改正であるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、現在委嘱している委員の基準は、図書館法に準じているのかとの質問があり、図書館法に基づいて、学識経験者、小学校長、利用者代表、保育園長、ボランティアなど10人を委嘱している。現在の委員については、3月で任期となるが、新しい委員についても、改正する条例に基づいて委嘱していきたいとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第22号 岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約について。

健康福祉部長から、住民基本台帳法の一部を改正する法律及び入管法の一部を改正する法律の施行を受けて、岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部の改正が必要となったこと、また、これには、地方自治法に定めるところにより、広域連合を構成する全市町村の同意並びに議会の議決が必要であること、規約の改正は、連合規約第17条第2項別表第2における市町村負担金の人口割額を定めることについて、これまでは「前年度の9月30日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく人口による」とされていたが、本年7月9日施行の外国人登録制度の廃止を受けて、これを「住民基本台帳に基づく人口による」に改めるものであるとの説明がありました。

審査の中で、委員から対象者数について質問があり、平成23年度において後期高齢者医療制度に加入している外国人の人数は、県下では629人、郡上市は4人である。改正によっても、郡上市で10人まではふえないと考えているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。平成24年3月16日、郡上市議会議長 池田喜八郎様。郡上市議会文教民生常任委員会委員長 森藤雅毅。

以上です。

○議長（池田喜八郎君） それでは、各議案につきまして、それぞれ質疑、討論、採決を行います。

議案第2号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第3号 郡上市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第4号 郡上ケーブルテレビネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 討論なしと認め、採決をいたします。委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第5号 郡上地域情報通信ネットワーク施設の使用及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第6号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第7号 郡上市税条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論を行います。

(挙手する者あり)

○議長(池田喜八郎君) 5番 野田龍雄君。

○5番(野田龍雄君) これは、それぞれ市民税が引き上げられる条例であります。もちろんそれについては、県のほうでその分を補てんをするというような形になっておりますが、この問題については、こういった大震災等があつて、それに対する財源を確保するという目的で行われとることになりますけれども、この財源については、もっときちんとした対策がとれるべきであると、しかも、国においても、その対策は十分とられていないということから、この条例については、実質的にはそれほど大きな内容はありませんが、そういう意味で、財源確保の仕方については、再検討を要するというところで反対を申し上げます。

○議長(池田喜八郎君) 賛成討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) それでは、討論を終結し、採決をいたします。採決につきましては、郡上市議会会議規則第81条の規定により起立採決を行います。委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(池田喜八郎君) 賛成多数であります。よって、議案第7号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第8号 郡上市手数料条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第9号 郡上市高鷺農畜産物処理加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第10号 郡上市和良農林産物生産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 21番 金子智孝君。

○21番（金子智孝君） 本件については、総務委員会でも審議をいたしておりまして、全会一致で承認したわけでありましたが、ただ、これは、関連審査もございまして、産業建設常任委員会の報告がございまして、その中で、従業員数という形でそれぞれ報告があるわけでありまして、建設産業常任委員会では、住民票がある32名が雇用されているという、そういう御説明でございまして、総務委員会における雇員の状態は33名、従業員数ということでございまして、33名と報告がございました。この1名について、雇用形態ということか、住民票ということで限定されれば、外国人が1名いると、総務委員会の報告には、そういうふうに理解をされるわけでありまして、総務委員会で33名という報告については了承しておりますが、建設産業での32名という、その雇用実態の状況で、委員会でどのように確認されておるのか、その経緯について何か理由があれば御説明をいただきたいというふうに思います。それが1点と。

産業建設においては、この使用料を徴収するわけでありまして、委員から使用料が高額ではないかとの質問がされたというふうにあるわけでありまして、その使用料が現在提案しておられる執行部原案に対して高いという御判断は、どういう基準に基づいて提起されたのか、その経緯があれば、

これまた御説明をいただきたいというふうに思います。

○議長（池田喜八郎君） それでは、答弁は委員長。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 12番 武藤忠樹君。

○12番（武藤忠樹君） 先ほどの32名の件につきましては、これは農林水産部長からの説明でありますので、そちらのほうでお答えいただきたいと思ひますし、また、委員のほうから、使用料が高額ではないかとの質問がありというのも、委員のほうからは、どなたやったか覚えはありませんけれども、そういった意見が出ておりますので、その委員さんの意見の質問の趣旨はそのように受け取っておりますので、それについて、これも答弁がありますので、できましたら、執行部側でお答えいただければと思っております。

以上です。

○議長（池田喜八郎君） 農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長（野田秀幸君） それでは、まず、第1点目の質問でございますが、従業員数の話でございますけれども、従業員の数としましては33人でございます。そのうち、社員の中で郡上市に住んでおられない方が社員になっておられる方があるということで、郡上市の中に住民票がある方は32人ということでございますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

それから、もう一つ、使用料の関係でございますけれども、これが高いのか高くないのかということとは、うちのほうの判断ということではございませんけれども、この使用料がなぜこのようになったかということでございますけれども、これにつきましては、平成19年に出資の権利を無償で有限会社和良農産のほうに譲渡をいたしましたときに、それは、無償譲渡はいたしますけれども、使用料をいただきますよということで、使用料の額につきましては、その当時の残存価格に、それから、起債の交付税の、要は、市が負担する額についての額を割り出しまして、それを20年で償還するとした場合に、年間でどんだけなるかという計算をして出させていただきましたもんでございまして、これにつきましては、この使用料をお支払いいただくということで、今そういった相手側との調整も行っておりまして、それはいただけるものということで現在進めておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 金子智孝君。

○21番（金子智孝君） 32名という雇員の中には郡上市市民ではない方があるということですが、市民でないということは、外国籍とか日本国籍とかあると思うんですが、その辺の経緯はいかがでしょうか。

○議長（池田喜八郎君） 農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長（野田秀幸君） これは、外国籍の方ではなくて、たしか神戸の方とかというふうなことをお聞きしております、外国籍の方ではないということでございます。お願いいたします。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 金子智孝君。

○21番（金子智孝君） 整合性は何とかとれると思うんですが、住民票ということが書いてありますので、ない方も見えるということで、その辺については了解せざるを得んと思います。了解いたします。

そこで、2点目に御質問申し上げました、委員の中から高いのではないかという発言があったということについては、委員長報告の中では、委員の中からこれは発言あったわけですが、執行部から発言はないわけございまして、委員の方でもしそういう根拠について御発言がある委員さんがおられれば、意見をちょっとお聞きしたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（池田喜八郎君） 報告は全会一致となっておりますが、よろしいですか、委員長。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 武藤忠樹君。

○12番（武藤忠樹君） この点につきましては、私の記録というか、記憶によりますと、結局、建物の使用料等、公の土地代の問題とかいろいろあります。その説明も随分受けたんですが、一つは、平成19年の価値を20年分として契約したいという話もお伺いしておりますので、その点の説明を受けまして高額ではないかという御意見の方も賛成していただいておりますので、それで全会一致ということになっております。ぱっと見た感じで、180万円が225万円にという形で提案されておりますので、その点についての御質問だったと思います。

以上です。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 金子智孝君。

○21番（金子智孝君） これ御説明も種々あった件でございまして、5年間無償で貸与しておったという経緯があって、19年の折に、無償譲渡に関する協定書というのがありまして、これは、私の方でございまして、それに基づきまして、双方の、まあ合意といいますか、了解のもとで御提案をされたというふうに私は理解しております、高いものという判断というのは、当該事業者のほうにおいてはなかったと、だから協定書ができた、それに基づいて、条例改正が提案された、こういう経緯に私は理解しております、当然全会一致でございますから、その点については御異議はございませんが、ただ、そういう経緯がある中で、それでも高いという御発言というのは、私は、いかなる理由、根拠があるのかなという、ちょっと思いましたので、改めて質問しましたが、ただいま全会一致であつとるという結果でございますので、この点については了解させていただき

ます。

○議長（池田喜八郎君） そのほか質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑を終結し、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第11号 郡上市工場等設置奨励金交付条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時を予定いたします。

（午前10時50分）

○議長（池田喜八郎君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午前11時00分）

○議長（池田喜八郎君） 議案第12号 郡上市温泉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可とすることに

決定をいたしました。

議案第13号 郡上市市営住宅管理条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第14号 郡上市市有住宅管理条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第15号 郡上市簡易水道等事業給水条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第16号 郡上市心身障害児通園施設設置及び管理に関する条例の全部改正について、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 討論なしと認め、採決をいたします。委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第17号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 討論なしと認め、採決をいたします。委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第18号 郡上市介護保険条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論を行います。

(挙手する者あり)

○議長(池田喜八郎君) 5番 野田龍雄君。

○5番(野田龍雄君) 総務委員会でも賛成多数で可決をされており、文教民生常任委員会でも全会一致で可決をされておりますが、論議を聞いておりまして、中で引き上げるということについての御心配の声もあります。

私も、日常的にこの介護保険についてはいろいろな要望を聞いておまして、なかなかこれが利用料等の負担が重いので利用できないというような声もあります。郡上市は、県下でも低い利用料の段階、レベルにしてあって、大変そういう配慮がしてあるというように言われます。しかし、実際には、郡上市の利用者の皆さんが、例えば施設等もなかなか使えない。しかも、それは、単に施設が足りないというだけじゃなしに、その利用料が高くてなかなか使えないと、こういうような実態であります。何とか、これを改善する道はないかと思って考えておるわけではありますが、なかなか、国の制度、それから、この介護保険制度のあり方、それから、岐阜県のこういう形の中で早急な改革が困難であるということでございます。

しかし、何としても、本当に必要な人が必要な介護が受けられると、こういう方向へ進んでいく必要があります。

今回、介護保険の特別会計も提案されておりますので、その中を見ましても、中には、介護基金積み立てが2,600万円の積み立てなどが用意しておるといようなことをお聞きしております。そういう問題も、これはもちろん今後のこの先のことを見越して、この介護保険会計が、特別会計が、このままでは大変やということで、執行部のほうの方はそういう対応をしておられるようす

けれども、現実に本当にあすあさっての介護要望に対してこたえるということでは、何らかの手だてができないものかということを考えております。そういった点では、まだまだ私たちのこういう体制、介護保険体制は不十分であるというようなこと。

それから、今回のこの法改正、国の改正については、先だって一般質問でもちょっとお話しいましたけれども、医療と介護を一体的に改革するために、安上がりの制度にしようとしているという意図が見られると。これは専門家の御意見です。私も、そうでないかしらんというふうに思います。

そして、実際には、軽度の方が、だんだん切り捨てられていったり、それから、介護のサービスそのものも質が低下するのではないかと、こんな心配がある中で今回の740円の引き上げでございます。前はたしか600円ほどの引き上げがあつて、今回また740円、県下では一番低いほうになっております。一番下ではありませんね。表が出ておりましたけれども。

そういう中で、ほかの町村が今回どうなるかまだわかりませんので、低いけれども、それに応じて十分利用できるような制度にはなっていない、そういった点で介護に苦しいんでみえる人はたくさんありますし、この郡上市としても何とかということ、例えば介護者への慰労金を出すとか、各地の業者のいろんな努力に期待をして、いろんな施策といいますか、相談活動とかいろいろやってみえることはわかりますけれども、今回この介護保険料を740円引き上げていくと、それに対して、低所得者の介護保険料を一部、もう一つ新設しまして、少しふやすというようなことも出ておりますけれども、いずれにしても、そういう方たちはほとんどが住民税非課税の方であります。そういう方から、年金の中から、あるいは普通徴収によって、それを徴収していくということで、多くの方が年金者からは、年金がどんどん目減りしておるんだと、そして、収入はちょっともふえてないんやと、むしろ年金そのものも減ってますから、そういうような怒りといいますか、困ったことやという声をたくさん聞いております。もちろん年金者でなくて、特別徴収に関係しておる人なんか、本当に困ってみえると思います。恐らくそういった点では、滞納などもふえてくるのではないかと。ことは、去年4月に国保税の引き上げがありましたので、そういった点で市民の皆さんの困窮は一層深まっておるんじゃないかと思ひます。

そのようなこの介護保険の保険料を引き上げる今回のこの条例に対しましては私反対を申し上げ、何とかして本当に安心して暮らせる市政をつくっていくために、そういう方向を目指していただくことを希望して反対の討論といたします。

○議長（池田喜八郎君） 賛成討論はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 4番 田代はつ江君。

○4番（田代はつ江君） 私は、この議案第18号の賛成の立場で討論をさせていただきます。

本条例改正案につきましては、第5期介護保険事業計画に基づき、平成24年度から平成26年度における保険料率を定めるとともに、同期間の保険料率の特例を定めるものです。

介護保険制度は、平成12年度に第1期介護保険事業計画が産声を上げて以来、今年度で4期12年が経過しましたが、介護需要は各期ごとに大きく高まり、平成12年度約14億円であった介護給付費は、平成22年度では30億円を超えました。これは、高齢化社会をそのままに、高齢化率の上昇と並行して、介護認定者とともに、給付費も伸びています。さらにこれからは高齢者の自立支援に重点を置いた在宅居宅サービスや要介護度が高い高齢者や医療ニーズの高い高齢者に対しての在宅、居住、入所サービスの提供が求められています。また、これには、介護と医療の役割分担及び連携強化が不可欠となると思います。

今日の社会において、私たちが日々安心して生活を営むためには、いつでもどこでも安心して介護や医療のサービスが受けられる環境の整備は必然であり、そのためには、相応の費用負担はやむを得ないと思います。今回の保険料改定については、全国的に基準額保険料の月額が4,000円台後半から5,000円前後となる様相の中、本市においては、基金の取り崩しなどの財源を駆使して3,940円に抑えられたこと、また、低所得者層への負担軽減を図るため、1から6段階の保険料に2階層の特例が設定されたこと、それから、基準額の比較では、県内の市では一番低く、また、全市町村でも下から7番目ほどと低く設定されていること、こういうことを評価しております。

この第5期事業計画に掲げられた各サービスが質の高い真に市民の皆様の介護ニーズにマッチしたものであることを期待し、また、一議員としてもその推進達成には最大限の協力をしてまいりたいと考えています。

以上のことから、本介護保険条例の一部を改正する条例に賛成いたしますので、議員各位の御賛同をお願いし、賛成討論とさせていただきます。

○議長（池田喜八郎君） ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論を終結し、採決をいたします。採決の方法は、郡上市議会会議規則第81条の規定により起立採決を行います。委員長の報告は原案を可とするものであります。原案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（池田喜八郎君） ありがとうございます。起立多数であります。よって、議案第18号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第19号 郡上市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第20号 郡上市立学校設置条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第21号 郡上市図書館設置条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第22号 岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議案第38号(委員長報告・質疑・討論・採決)

○議長(池田喜八郎君) 日程23、議案第38号 平成24年度郡上市一般会計予算についてを議題といたします。

本件は、予算特別委員会に審査を付託してあります。委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。

予算特別委員会委員長、7番 山田忠平君。

○7番(山田忠平君) ありがとうございます。平成24年度郡上市議会予算特別委員会の報告をさせていただきます。

2月24日の平成24年度第1回郡上市議会定例会において審査を付託されました議案第38号 平成24年度郡上市一般会計予算について、2月27日に予算特別委員会を開催し、歳入について審査を行い、歳出につきましては、審査を分担するために郡上市議会会議規則第70条の規定による分科会を設置いたしました。28日にはそれぞれの分科会で所管の歳出について審査を行い、3月7日に委員会を開催し、分科会からの報告を受け、分科会ごとに質疑を行った後、総括的な審査を行いましたので、その経過と結果について報告をいたします。

審査に当たり、委員長に不肖私山田忠平、副委員長に野田龍雄委員を選出後、予算の説明を求め、審査をいたしましたので、その概要を報告いたします。

歳入予算について。

個人市民税の年少扶養控除の廃止等により影響する納税者数及び税額についての質問があり、16歳未満の年少扶養については、人口6,266人の中で税金の影響を受ける方を7割とし4,386人を見込み積算しており、16歳以上18歳以下の高校生は、人口1,450人の7割、1,015人が税金の影響を受けると見込んで積算しているとの説明がありました。

また、影響する市民税は、1人当たりの増額が、16歳未満は1万9,800円、16歳以上18歳以下の高校生は7,200円となるとの説明がありました。

また、市民税の所得割の算出方法について質問があり、所得割の積算については、平成23年9月末の調定額に、平成23年度9月から3月までの増減見込み率を掛けて決算見込みを算出し、それに総務省の示す平成24年度収入見込み額調べの数値1.02を掛けて積算している。対象者数は、積算には直接関係していないとの説明がありました。

平成24年度の評価がえによる土地及び家屋の評価への影響について質問があり、平成23年1月

1日を基準とした土地の鑑定評価を行い、それを平成24年度に反映した課税となっている。3年前の評価がえから標準宅地全体の評価額は、平均で93.9%に下落している。また、地価の変動に応じた下落修正処置は毎年行っており、その修正を合わせると92.2%に下落した評価となっている。しかし、課税標準額の負担調整がまだ基準に達していない土地が4割ほどあること、農地等から宅地への地目変更などがあることから、税額は1%の増を見込んでいるとの説明がありました。

また、家屋の評価は評価がえによる経年減価補正とデフレ傾向による資材費の価格減少などにより、再建築価格が下がり、あわせてマイナス10.5%と大きな減少となっているとの説明がありました。

たばこ税、入湯税の状況について質問があり、たばこの消費本数は年々減少傾向にあるが、平成22年度に税率を上げているため増収となる。平成24年度の税収見込みについては、平成21年度から平成23年度までの消費本数を比較して、2カ年の減少率をもとに算出しているとの説明がありました。

また、入湯税についても、入湯者が減少傾向にあるため、5カ年の減少率を考慮して算出しているとの説明がありました。

市営温泉が指定管理となる中で課税客体の把握について質問があり、市内の温泉は市営の4施設と民間施設を合わせて12施設があるが、これまで申告内容についての調査はしていない。最近になって、担当課長以下、職員が市の温泉施設を回って、券売機等での入場者数や集計の状況を確認してきている。今後は、振興事務所が抜き打ち的に回って確認すること、日計票を適切に管理することを指示している。また、民間施設についても、課税免除の人数を含めて適正な申告の啓発を行っていくとの説明がありました。

法人市民税の収入状況についての質問があり、法人税は、その年の業績によって納税額が大きく違ってくる。一番大きかった年は、平成19年度の約5億5,635万円で、リーマンショックがあった平成21年度は約2億4,919万円まで落ち込んでいる。その後は、3億円を少し超えたところで推移しており、平成24年度も同程度と見積もっているとの説明がありました。

滞納繰越分の算出方法について質問があり、滞納繰越分の見積もりについては、過去3年間の平均徴収率を掛けて見積もっており、徴収見込み率によって予算額が変わってくるとの説明がありました。

住宅リフォーム促進事業と税収のかかわりについて質問があり、同事業ではほとんどが内装におけるリフォームであったが、内装だけの改修は、家屋調査の対象としておらず、固定資産税には影響しなかったとの説明がありました。

指定管理制度や第三セクター等の施設の賃借料等の取り扱いについて質問があり、指定管理者については2度目の契約更新で見直しの時期に来ているので、譲渡等を検討することとした分野の施

設については、期間を3年とし、その間に国、県や相手方との協議がまとまれば議会に諮り、譲渡していく方向である。第三セクターは民間会社になったところと第三セクターで残ったところがあり、不平等にならないようにという要望があったため、5年間の据置期間を設けてきたが、今回、株の無償譲渡を行った2団体についてさきの契約に基づく使用料を徴収するため、双方合意の金額に変更する条例改正を上程している。借地料は課題となっている。なお、各施設について話し合いを進め、ここ一、二年の間にまとめたいが、施設ごとの事情や合併前の各町村のやり方、思い入れも違うので、できるところからまとめていきたいとの説明がありました。

衛生手数料のごみ袋の小さな手数料について質問があり、平成23年度に新しくつくったごみ袋の小さな2万5,000枚ほどの売り上げだったので、平成24年度は、前年度よりも5,000枚も多く予算計上しているとの説明がありました。

僻地保育所の使用料と保育人数について質問があり、石徹白保育園は月額9万8,600円、小川保育園は8万7,200円である。園児は、両園ともに3人から4人にふえる見込みであるとの説明がありました。

子ども手当と子どものための手当の違いと市が負担する金額について質問があり、子ども手当は、平成24年3月分までで、平成24年4月以降は、子どものための手当となる。中身は一緒であり、金額は3歳未満が1万5,000円、3歳以上小学校修了前までの第1子、第2子が1万円、第3子は1万5,000円、中学生は1万円である。所得制限がかかるかもしれないが、決定されていないので見込んでいない。負担割合については、子ども手当の場合は、3歳未満の国負担が被用者の場合は15分の13、非被用者は9分の5など、大変細かく分かれているので、後ほど整理して資料として提出するとの説明がありました。

続きまして、林業費補助金の森林整備事業補助金が昨年比べて減額となっていることについて質問があり、条件不利森林公的整備加速化事業が平成23年度で終了したので、減額となっているとの説明がありました。

障害福祉費負担金の障害者自立支援給付費負担金の事業内容について質問があり、国が2分の1、県と市が各4分の1の負担となっている。事業内容は、介護支援や療養介護、医療の給付を受けたときの医療給付費や補装具の給付に対する補助であるとの説明がありました。

福祉医療費補助金の重度心身障害者等医療費負担金助成事業補助金の県の負担率と昨年との比較について質問があり、重度心身障害者の補助金は、20分の9を県が負担することになっており、県の負担分は、昨年の予算額が1億2,536万8,000円で、ことしは1億2,140万2,000円であるとの説明がありました。

地方債残高において交付税算入される額の表示についての質問があり、平成24年度地方債残高見込み額が約451億円であるが、このうち112億円ほどが臨時財政対策債であり、交付税の立てかえ分

である。合併特例債や辺地対策事業債等も交付税措置がされるので、この残高の中でどの程度交付税措置されるのかを把握することは必要と考える。今後は、資料を整えたいとの説明がありました。

企業会計分まで算入して実質公債費比率を算出することについて質問があり、郡上市は、下水道事業債など一般会計以外の要素が大きいため、実質公債費比率はかなり厳しい数字が出ている。しかし、自治体運営としてみずからの財政を律していくという意味では、財政負担であることを考えてやっていかなければならず、比率を十分意識して財政運営をすることは意味があるとの説明がありました。

市債の今後の見通しについて質問があり、市債については、公債費負担適正化計画により、減らす努力をしているが、すぐには減らないので、基本的な状況は変わらないが、平成23年度から下水道事業特別会計において、資本費平準化債の活用を始めており、これにより実質公債費比率が平成31年度に18%を下回る予定だったものが、平成26年度に達成できるのではないかと予測しているとの説明がありました。

歳出の予算について。

議会費であります。

議員共済に対する負担金について質問があり、長い年月の中で積み重ねられてきた制度を廃止して一定の措置を講ずることは、かなり議論された上で判断されたことであり、年度によっては、大きな負担となる場合もあるが、定められた方法に沿って財政措置を講ずるべきであると考えているとの説明がありました。

総務費について。

自治会組織等活性化事業について質問があり、平成23年度は10地区の計画に対して8地区が対象となり、防災や安心・安全対策、地域の伝統を保存する活動などが行われた。平成24年度も10地区を予定し、各自治会の会議に職員が出向いて啓蒙を行っていくとの説明がありました。

住民自治推進懇話会事業について質問があり、住民自治力を向上することの意義や他市の自治基本条例制定などについて、委員の共通理解を深めるために時間をかけて取り組んでいる。平成24年12月を目途に、自治基本条例素案の骨格を作成し、平成25年3月までに懇話会から市長に報告していただく日程で取り組んでいるとの説明がありました。

岐阜バスに対する補助金についての質問があり、岐阜バスは9月に明宝線と和良線から撤退するが、その後は市内の業者により継続する予定である。岐阜バスへの補助金は、平成23年10月から平成24年9月までの補助金について計上している。本年10月以降については、後継業者が市内の業者であり、1年後の一括支払いでは難しい場合は、補正予算をお願いすることがあるとの説明がありました。

市民協働推進事業の減額について質問があり、花飾り推進費用を地域振興事業に移したことと、

まちづくり市民協働フェスタの減額などにより、予算が減少しているが、集落総点検・夢ビジョン策定への支援などは引き続き重点的に行っていくとの説明がありました。

集落総点検・夢ビジョン策定モデル事業について質問があり、平成23年度は八幡川合東部地域づくり協議会、白鳥の長滝延年の会、美並の深戸自治会などが補助金の対象となったとの説明がありました。

なお、詳細については、別途事業一覧表を配付されました。

G I S 航空写真撮影業務について質問があり、当初は、評価がえに合わせて3年ごとに撮影していく予定だったが、経費もかかるため、今回からは5年ごとに撮影することとし、1000分の1の縮尺で活用できるよう、地上解析度は18センチメートルの仕様となっているとの説明がありました。

また、G I S 航空写真の提供について質問があり、写真のみの提供は一般の方にも有料でコピーを行っているが、筆界の入った写真は、システムの画面で閲覧にとどめ、提供は慎重に対応しているとの説明がありました。

カーボン・オフセット調査研究事業について質問があり、複数の課にまたがる事業となるため、平成23年度は企画課で予算計上し、会議を5回開催し、先進地事例として三重県の大台町や岐阜県の東白川村などを調査研究した。近日中に報告書がまとまる。カーボン・オフセットから郡上市の山の価値を高め、地域振興につなげていくことは難しく、すぐ事業化はできないが、平成24年度以降は、これまでの研究を踏まえて各所管課の業務で参考とし、生かしていくことになるとの説明がありました。

長良川鉄道近代化整備事業について質問があり、5年間の鉄道軌道安全輸送設備等整備事業計画があり、長良川鉄道が国の補助を受けて毎年1億6,000万円ほどの整備事業を行っている。事業は、枕木・橋梁の修繕、踏切保安設備の整備、車両の保全など、沿線市町村の負担割合に応じて支払うものであるとの説明がありました。

ふれあい交流事業について質問があり、平成22年度の成婚は10件である。商工会女性部を初め、各種団体等とタイアップした企画を行っている。平成23年度は、各振興事務所長を結婚相談支援員とし、官民一体となって取り組んでいる。大きな婚活イベントの立ち上げなども検討している。相談員をふやすことについては、平成23年度、1人ふやしており、プライベートに係るデリケートな相談業務なので、今の体制で行っていきたいとの説明がありました。

国際交流推進事業について質問があり、かつての日本語教育交流のような柱となるメニューが減ってきたので、事業費も減少傾向にあるが、国際交流団体は、民間の取り組みで旧町村の枠を超えた活動が進んでおり、さらに市全体で取り組みが高まるようにしていきたいとの説明がありました。

次に、民生費についてであります。

放課後児童クラブの財源について質問があり、八幡・大和・白鳥・美並は利用者が10人以上のた

め、国の補助対象となり、高鷺は5人以上10人未満のため、県の補助対象となり、明宝・和良は5人未満のため、市の単独事業による運営となるとの説明がありました。

介護施設への入所待機者についての質問があり、早急に入所を希望される方は約70人と把握しているが、民間施設の増床で対応を進めているとの説明がありました。

郡上偕楽園の運営について質問があり、施設や介護用具の老朽化や水害の心配もあるが、当面は現状のままでいく予定である。現在は民間施設が充実しているが、生活に困窮している高齢者の方にすぐ対応できるよう市直営で施設を運営することは大切だと考えているとの説明がありました。

自殺予防対策事業の減額について質問があり、平成23年度は自殺予防の啓発ポスター作製を行ったが、平成24年度は行わないためであり、支援対策等には、昨年と同様の予算で取り組むとの説明がありました。

福祉入浴サービス事業について質問があり、公衆浴場の一時休業に伴い、それまで利用されていた方に対して調査を行ったが、親戚のふろを利用するなど、全く入浴できないという状況の方はなかったと思われるとの説明がありました。

生活保護扶助経費について質問があり、相談に来られた方についてはよく調査して、対象かそうでないかの判断は慎重に行っているとの説明がありました。

続きまして、衛生費についてであります。

不法投棄防止対策事業について質問があり、緊急雇用事業は終了したが、引き続き、不法投棄の回収を中心に事業を行っていく。環境団でも取り組みができないか検討をいただくことをしているとの説明がありました。

郡上クリーンセンターの運営について質問があり、平成24年度は光熱水費の上昇が見込まれるため予算も増額している。当面は設備更新を伴うような大規模修繕の予定はないが、何年か先には必要となってくるので、下水道汚泥も含めた今後の廃棄物処理の方向性を検討するため、環境水道部内に検討会を立ち上げているとの説明がありました。

東日本大震災で発生した瓦れきの受け入れについて質問があり、現在郡上クリーンセンターが有するごみ処理能力では、市内で発生するごみの焼却でほぼ手いっぱいであり、心苦しいが、受け入れは難しいとの説明がありました。

敦賀市民間最終処分場産業廃棄物撤去代執行負担金について質問があり、支払いを保留している自治体もあるが、廃棄物の処理は、排出した市町村に適正な処理がされるまでの責任があることや違反搬入に当たっていたことも敦賀市から明快な了解を得ていなかったことなどから、郡上市は支払いを行っているとの説明がありました。

公衆浴場の経営に対する助成について質問があり、平成24年度の予算に設備の修繕などに対する補助金を計上しているとの説明がありました。

予防接種事業の減額について質問があり、平成23年度の実績見込みに基づいて対象人数の精査を行ったことによるものであり、種類等については、平成23年度と変更はない。仮に不足することがあれば補正にて対応するとの説明がありました。

続きまして、農林水産費であります。

新規就農総合支援事業について質問があり、国の新規事業で新規就農者が給付金を受けるためには、地域農業マスタープランに位置づけられる必要があるため、候補者も地域の話し合いの中にも参画していただきながら、交付金の対象となるよう手助けをしていきたい。新しい制度については、農事改良組合長会等を通じてPRをしていきたいとの説明がありました。

モンキードッグの育成について質問があり、平成23年度は、8月に2頭を長野県安曇野市の訓練所に送り、6カ月の課程を修了して戻ってきている。3月中旬に現地訓練を実施する予定である。平成24年度は、国の補助事業の対象とはならなかったが、市単独で2頭を育成する予定であるとの説明がありました。

地域力発掘支援事業について質問があり、県のふるさと雇用事業による支援は終了したが、3年間特産品開発などに携わっており、今後は、郡上白鳥道の駅管理運営協会で雇用してもらう予定であるとの説明がありました。

森林整備地域活動支援交付金事業の減額について質問があり、国、県からの補助金が面積に応じて交付されていたが、平成23年度からは実績をもととした補助となったため、事業費は減額となったとの説明がありました。

また、森林整備に対する市の考え方について質問があり、特に間伐面積については、市のかさ上げの対象となる事業のほか、県事業なども加えて、全部で毎年3,000ヘクタールほどが実施されているが、これを達成するための市のかさ上げ対象事業としては例年並みの間伐面積を予算計上しているとの説明がありました。

続きまして、商工費であります。

空き家対策について質問があり、中心市街地商店街活性化事業により、空き店舗の活用を考えており、賃借料や改修に対する助成を予算化している。また、空き家登録とあっせんをホームページに掲載して行っているが、産業振興公社も空き家のあっせんを行っていくとの説明がありました。

子宝の湯の経営について質問があり、平成24年4月からは、ジェイエムみなみとネーブルみなみで立ち上げる共同事業体へ指定管理委託する予定だが、当分の間は、温泉担当だった市職員が施設設備の維持管理の支援を行っていくとの説明がありました。

また、温泉施設の指定管理料等について質問があり、湯の平温泉の指定管理期間は5年間で、平成24年度の指定管理料は500万円、日本まん真ん中温泉子宝の湯は、3年間で平成24年度は1,500万円、明宝温泉湯星館は3年間で平成24年度は1,500万円とする予定であるとの説明がありました。

商工会活動事業で職員の減と特別活動補助金の増額について質問があり、県連で組織改革を進めており、平成24年度は、経営指導員が2人減となる。職員は19人になる見込みである。特別活動補助金は新たな事業が追加されたことで、増額しているとの説明がありました。

企業誘致について質問があり、県を通じては平成23年度に7件の照会があったが、希望する面積や規模が郡上市では対応できないものであった。単独での照会が3件あり、これらは継続審査中であるとの説明がありました。

ぎふ清流国体協力事業について質問があり、国体用に観光パンフレットを作成し配布する予定である。また、選手、役員等へ支給する弁当についても、市内の農産物や食品を多く使用するなど、郡上のPRを考えているとの説明がありました。

続きまして、土木費であります。

土砂災害特別警戒区域の指定について質問があり、土砂災害のおそれのある場所を調査周知するためのもので、住民の意向とは関係なく指定される。指定された場合は、学校や要援護施設等の安全対策が優先的に行われるとの説明がありました。

また、特別警戒区域内での住宅建設及び保険の適用について質問があり、家が建てられる土地が区域内しかないなどの事情がある場合には、災害に耐え得る構造であること、建築確認により、許可がされることなどが要件となってくる。保険の適用については、保険会社により対応が異なるが、災害に対応する保険に加入されていれば、適用されるとの説明がありました。

交通体系整備事業について質問があり、八幡の北町は伝統的建造物群保存地区の指定に向けて取り組んでいるため、北町を中心に交通実態調査を行い、駐車場整備などの参考としたいとの説明がありました。

住宅リフォーム促進事業について質問があり、経済対策として平成22年度から2年間行い1億3,000万円ほどの予算となったが、経済効果は10倍弱と思われ、一定の効果はあったと判断している。次の施策として、平成24年度は、住宅用太陽光発電システムの設置に対する助成に重点を置くとの説明がありました。

続きまして、消防費であります。

消防設備整備事業における防火貯水槽設置について質問があり、国等の補助金を受けて、耐震性貯水槽の設置を進めているが、修繕では直らないほど傷んでいる貯水槽については、耐震性貯水槽にかえていく。また、まだ貯水槽等が整備されていないところがあり、平成25年度までの整備計画に沿って進めているとの説明がありました。

災害等支援団員について質問があり、消防団員が足りない分団で消防団を10年以上経験した方や、分団長が適当と認める方をお願いをしている。火災や災害等が起きた場合に、分団長の指揮のもとで活動に当たるが、消防団員のような訓練ではなく、任期もないが、消防団の任期に合わせて交

代することがある。支援団員と表示をした服を支給しているとの説明がありました。

防災士の育成について質問があり、平成24年度については、各地域に1人の防災に関するリーダーとなっただけのよう7人分の予算を計上している。平成23年度は、10人の職員が資格を取得している。民間男女別を問わず、試験に合格すれば、防災士になれるとの説明がありました。

続きまして、教育費であります。

通学対策助成事業の増額について質問があり、明宝中学校に通う一部の生徒については、スクールバスで通学していたが、同じ路線で岐阜バスが運行しており、公共交通全体の利用形態を整理する中で、昨年10月から岐阜バスで通学してもらうこととし、半年分の助成経費を計上したが、新年度においては、1年分の助成経費を計上したためである。これによるスクールバス運行経費は減額となるとの説明がありました。

放課後子ども教室の予算計上の仕方について質問があり、生涯学習振興事業費としては、コーディネーターの賃金や郵送料等の予算を見ており、郡上学推進事業費としては、子ども講座の体験教室の開催費等を計上しているとの説明がありました。

港区青少年伝統文化交流事業について質問があり、学生としての交流とは別に行うもので、平成22年度は、高雄子ども歌舞伎が港区で上演した。新年度は、郡上おどり保存会ジュニアクラブの上演等を予定しているとの説明がありました。

青少年郷土芸能フェスティバルについて質問があり、中学生と市長のふれあい懇談会で提案があった交流事業で、市内各地域の伝統文化を知りたいとの要望を取り入れ、平成24年度に新規で行う事業であるとの説明がありました。

文化施設管理経費について質問があり、内訳は各施設に配置した10人の人件費も含まれており、他は光熱水費や委託料などが多くを占めているとの説明がありました。

合併記念公園の利用について質問があり、利用形態は基本的にこれまでと同様に行う予定である。ただし、市民球場は練習にも使用したいとの要望があり、積極的に貸し出しを行っていくとの説明がありました。

国体開催事業の予算内容について質問があり、準備等に万全を期すため、嘱託員の報酬を予算計上しているが、計上予算の大半は大会運営費や施設の建設等に充てるための郡上市実行委員会への負担金である。平成23年度に行ったりハーサル大会よりも規模が大きくなるため、予算が増額となっているとの説明がありました。

学校の耐震補強に合わせた校舎の木質化について質問があり、耐震補強工事に伴い修繕が必要となった内装部分については、状況に応じて木質化を検討するが、平成24年度の耐震補強は屋内運動場のみであり、木質化工事は予定していないとの説明がありました。

校外学習事業におけるスキーやスノーボードの指導について質問があり、保護者や地域の方で、

スキーやスノーボードに堪能な方をお願いをしている。また、高鷲地域の学校では、インストラクターに委託しているとの説明がありました。

見守り隊のウェアの購入について質問があり、PTAが活動に敬意を表して購入しているところがあると聞いている。また、寄附を受け付けているところがあるとも聞いている。教育委員会としても、こうした活動は大変ありがたいことであり、敬意を表するものであるとの説明がありました。

社会教育団体育成事業について質問があり、女性の会等の減少より、補助金も減っているが、団体のあり方などを検証し、女性の活力を引き出せる取り組みを行いたいとの説明がありました。

学校規模適正化検討委員会について質問があり、3月21日に委員会を開き、教育委員会に提言をいただく予定である。また、委員は、自治会代表、社会教育委員長、文教民生常任委員長、学校長、PTA会長などの10人で構成されているとの説明がありました。

事務局事務経費の増額について質問があり、各学校間と教育委員会を結ぶネットワークの更新に係る費用が必要となったためであるとの説明がありました。

教育振興費について質問があり、教師が児童・生徒と接する時間をふやすため、情報通信機器の整備を行うなど、環境を整えることにより、教材作成などの公務にかかる時間を減らしたいと考えているとの説明がありました。

続きまして、災害復旧費であります。特に質疑はありませんでした。

続きまして、公債費についても、特に質疑はありませんでした。

予備費についても、特に質疑はありませんでした。

ここで総括質疑に入り、ゼロ予算事業について質問があり、一覧表には、新規に上げた事業や期間を区切って行う予定の事業を掲載しているが、経常的に行うべき事業については掲載していない。ただし、買い物支援サービスの実証実験は平成23年度で一たん終了としたとの説明がありました。

肉付け予算について質問があり、八幡町の学校橋の改築に係る調査費、工場誘致や増設等で雇用を増やした企業への奨励金制度などを検討しているとの説明がありました。

以上で、採決を行い、本委員会は賛成多数で原案どおり可とすること決定をいたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査を終了いたします。平成24年3月16日、郡上市議会議長 池田喜八郎様。郡上市議会予算特別委員会委員長 山田忠平。

以上であります。ありがとうございました。

○議長（池田喜八郎君） 御苦労さんでございました。

それでは、ここで昼食のため暫時休憩をいたします。再開は午後1時を予定いたします。

(午前11時56分)

○議長（池田喜八郎君） 予定より少し早いですが、全員おそろいでございますので、それでは、休

憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午後 0時58分)

○議長（池田喜八郎君） 先ほど山田予算特別委員長の報告の中に訂正がありましたので、訂正を委員長の方からお願いしたいと思います。

7番 山田忠平君。

○7番（山田忠平君） 本当に申しわけありません。予算特別委員会の報告でありますけども、そのことにつきまして2カ所削除をお願いしたいと思います。

まず、ページ数10ページですが、上から3行目であります。「嘱託員の報酬を予算計上しているが、計上予算の」というところのこの「計上」を2字削除をお願いいたします。だから、「予算計上しているが、予算の大半は大会運営費」ということで続いていきますので、よろしく願います。

もう一点であります、11ページ、総括質疑の5行目からであります、「肉付け予算」というところから、「係る調査費、工場誘致や増設等で雇用を」となっていますが、「改築に係る調査費」、それから「工場誘致や増設等で」を削除をいただきたい。9字削除ですが、これで、「調査費」から、飛んで「雇用を増やした企業への」ということで続いていきますので、まことに申しわけありませんがよろしく願います。

○議長（池田喜八郎君） よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） それでは、委員長報告が終わったので質疑に入ります。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 21番 金子智孝君。

○21番（金子智孝君） 委員長報告でございますので、ただいま予算については賛成多数ということで、委員会としては了承したという報告でございますが、この時点においては、それぞれ不確定な内容も含まれておりまして、3ページの委員長報告の中にございます子ども手当に関する件であります、この件につきましては、当時は、いかような国の判断がされるかということは非常に不確定な内容がございまして、制度そのものについては、なかなか見通しができない状況のもとで、委員長報告もできておりますし、私どもの委員会審議もそれに沿いまして不確定な内容を含めながら、質疑あるいは議決に参加したんですが、この点については、つきょうですか、きのうですか、3党合意というのが、なったということで、子ども手当ということではなくて、児童手当という名称を復活させつつ、一部の内容については修正等もされながら見通しが出てきたというような報道があったというふうに思いますが、これは、もう4月からの実施ということで、地方自治体にとり

ましては、大変窮屈な地元取り扱いになるというふうに思いますが、何せ国のことでございますので、文句を言っても仕方がないんですが、そういう不明確な内容で審議を余儀なくされたということで、その見通し、傾向につきましては新聞報道があったんですが、まだ、ないんかや。そういう方向については、もし概要が、了解している内容がありましたら、どのような形で実施される見通しがあるかという点があれば、部長のほうからお答えいただきたいというふうに思います。

○議長（池田喜八郎君） 健康福祉部長 布田孝文君。

○健康福祉部長（布田孝文君） ただいま金子議員様から子ども手当の御質問でございますが、実はですが、国のほうから県のほうへきのう付で事務連絡の通知が参りました。県のほうからはきょう付で私ももらったばかりでございます。県のほうからこの児童手当法の一部を改正する法律案の修正についてということで、3党政調会長合意というようなことでの通知をいただきました。

その中で、しかしながら、まだ国会の審議中であるということもちょっと要件としてあるわけがありますけども、もう既にきょうの新聞で私も見させていただきましたけども、名称については、児童手当という名称で行っていきたいということがありますし、それから、所得制限、今回のこの報告の中では、所得制限についてはまだ未確定であるという書き方をしてあるんですが、この合意の中では所得制限については特例としてされて、1人当たり月額5,000円というようなことで支給ということで合意がされとるということでございます。そのまず名称が大きく児童手当になるということと、所得制限基準者以上への支給については、前の、一番最初の児童手当ゼロ円やったわけですけども、今は所得制限ないんですけども、今回所得制限がかかって5,000円は出すという形になるということでありまして、それから、先般もちょっとお話がありましたけど、この3月31日までに特例で申請がされておられない方が全国でたくさんあるということで、この3月31日までの申請期限がこの9月30日までに延長されると、この3つが大きな点ということでございます。

それで、今来たものについては、そのことだけしかまだないもんですから、事務的に細かい詳細については、また県を通じ、国の考え方が県を通じて来るというふうに思っておりますけども、恐らく3党合意がされたということですので、4月1日からは、この法律のもとで児童手当として復活されるやろうというふうに思っておりますので、事務に支障がないように一生懸命また努力をしていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 21番 金子智孝君。

○21番（金子智孝君） そういう通達といいますか、文書というお示しをしていただいておりますが、それが差し支えなければ、どういう内容でもって合意事項がされて、どういう形でスタートするかという概要的なことをわかるものとして資料としてもいただければという思いがございますので、もし議長のほうからよろしければ、そういうふうをお願いしていただければ

という条件、決定ではないんです、あれは。まだ国会の3党合意という点でございますので、確実なものではないと思いますので、その概要について示したものがあれば、お示しいただきたいということをお願いしておきますのでお願いしたいと。

さらに一点なんですが、これは、6ページにあります、衛生費の中での、要するに大震災に対する瓦れきの問題についての質問があったということで、これ私どもも承知しておりますが、35トンが2炉という形で現在郡上市は運用しております。これが余力はあると見るか、ないか、通常でいえば、通常の範囲内で35トンあれば回っていくごみの量だというふうに認識をしておりますが、ローリングという形がありますので、その余力という意味でいえば、35トンに対する余力を残さないスムーズな運転ができないというようなことで、理解はされるというふうに思いますが、しかし、きょうの新聞ですか、やっぱり国からの要請に基づき、県に対して要請があり、県は仲立ちとして、そうした説明会等々は十分な連携をとっていきたいという旨の見解も出されておりますが、そうした中で、一部には再検討という形での自治体の動きというものも若干あるやに報道をされておりますが、そういうものの通知等々については、あるいは国の働きかけ等については、その後の新しい状況としては、新たに何か示されたのかということ。それから、それぞれの自治体が再検討という形で見直しをちょっとかけておけるような記事にも見えるんですが、その点については、郡上市としては、何らかの親展があるのか、この前の御答弁のまま、難しいんだと。要するに、できないということを前提とした上で対処されるのか。その辺の流れが今どうなっているのかという点について、御見解があれば伺いたいというふうに思います。

○議長（池田喜八郎君） 環境水道部長 木下好弘君。

○環境水道部長（木下好弘君） お答えをいたします。

現状につきましては、予算特別委員会のときの内容のままでございまして、現実施設能力が2炉ある中で、1炉が37.5トンという中で、ほぼ日平均としまして三十五、六トンを燃やしとるということでございますので、あくまでも日平均でございますので、多いときにはやっぱりぎりぎりの状態もございまして。ということで、現状といたしましては、まず市内の処理分だけで、焼却については余裕がないということで、つい先日も調査がまた参りましたが、そのときにも同じ方向性での回答をしとるのが現状でございますのでお願いいたします。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 金子智孝君。

○21番（金子智孝君） こうした問題は、能力の問題としてございますし、その他の件としては、やっぱり市民の理解ということが必ずよその自治体にもあります。やっぱり放射能ですから、いささかでもその不安、心配があれば、これは受け入れることはできないというふうに思います。

ただ、そうした中で受け入れを実施しているところも、島田市ですか、あると、東京都ももちろ

んやっていますが、そこの瓦れきあるいはごみの内容が差異があるということであれば、これは不安になりますけども、例えば、同一基準の中で、そういう処理が実際に行われていたという実績があるということについては、これは、それぞれの自治体が鋭意検討すべき課題であるというような、これは一日も早い復興というのはだれでも願うところでありますから、そういうことに寄与するということに対しては、首長の判断も非常に大事ですし、当然議会の判断も必要、住民の理解が何よりも大事だというふうに思いますので、その安全性というものを確認するということを前提にすれば、またいささか条件が変わってくるんじゃないかというようなことを思っているんで、これは、要望として、誠心誠意取り組んでいただきたいと。真剣に取り組んでいただきたい。この点だけお願いしときますので、質問ではございません。よろしくをお願いします。

(挙手する者あり)

○議長(池田喜八郎君) 5番 野田龍雄君。

○5番(野田龍雄君) 委員長報告はお伺いしたんですけれども、この国保会計の51ページのところにあります。失礼いたしました。まだでした。ごめんなさい。ちょっと急ぎ過ぎまして、ごめんなさい。

○議長(池田喜八郎君) ほかに質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑を終結し、討論はありますか。

(挙手する者あり)

○議長(池田喜八郎君) 5番 野田龍雄君。

○5番(野田龍雄君) 5番 野田です。報告もお受けをし、この前の特別委員会でも可決されたということですが、そのときも私賛成できないなというように思いまして、一層よりよいものにしていただきたいということで、反対の意見表明をしました。今回、再びでございますけれども、繰り返しますが、一つ目は、税金が下がるとという問題につきまして、滞納を何とかということではなしに、本当に税金の上がる方向ということも考えてみる必要があるということの一つ思っております。これは、内需を拡大して、経済活動が活発になれば、税金が上がっていくわけですから、そういう方向、もちろん市としても、いろんなビジョンを出しながら、その努力はされておりますけれども、具体的には、その効果はまだあらわれていないというふうに私は思っています。そういうような一層の努力が必要であるということが1点。

それから、健康問題でございますが、この前も御指摘したように、そして、市としても努力するということでしたが、予防をやっぱりもっと真剣に大々的にそうした努力をしていく必要があるぞということを訴えたいというふうに思います。予算面で見ますと、ほとんど変わっていないということで、それだけでは言えませんが、ソフトのいろんな取り組み、それ等も必要でございますし、

また、そういった努力も少しあっちこちでちょっと聞いておりますけれども、これを一層強めていただきたいということが1点でございます。

それから、環境の問題です。環境を守るということで、今回あのような事故がございましたし、それから、それに対して放射能汚染というような問題もあります。また、同時に、郡上は山の国といえますか、非常に山林の多いところですので、山等も手入れが届かなくて、本当に弱くなっている、崩れやすくなっている、そういうところもふえております。そういった面からも、ぜひともここにもっと力を入れていただきたいと。環境、そして、温暖化防止という国際的な課題、それにもこたえていく必要があるのではないかと。そういった点は、今回の予算まだまだ不十分であると、もっと取り組みを強めていただきたいというふうに思います。

それから、福祉のことについてでございますが、これも、個々の努力は私認めんわけではありません。それなりに努力され、当面の必要な課題について取り組まれておりますけれども、しかし、実際にはまだまだそれは不十分であるし、本当に郡上の市民の中で、これにこたえていないという状況があります。それは、ぜひとも、単なる、例えば介護保険であるとか、あるいはいろんなそういう制度だけでなしに、市の独自策としても、いろんな形でやれることがあるのではないかとこのように思っております。そういった点で、一層強めていただきたいということがあります。

それから、農林業の振興についてもこの前触れさせていただきました。それなりの努力はされておりますが、本当にみんなが希望を持って郡上の農林業、本当に立ち直っていけるんだというような確信が持てるような方向へ何とかして進めていきたい。みんなで力を合わせてやっていく必要があると。そういった意味からも、まだまだこの施策が不十分であるというふうに私は思います。

それから、教育の振興についてもお聞きをしましたが、予算的にいうと、特に教育振興というのは、単なるお金だけではなしに、本当に真剣な取り組みが必要ですけど、現場での、それができるような条件です。努力はしているという答弁いただきましたけれども、ここ合併してからずっと見ておりましても、なかなか学校現場は困難であります。その困難さを克服する方向へ踏み出していっていただきたいということから要望をしたいというふうに思っています。

それから、防災計画の見直しが進んでおるところでございます。それなりにいろんな方面に気を配りながら、実際のときに生きる防災計画といえますか、防災の行動がとれるようにしていくということは、今非常に求められておりますが、まだ今この5月か6月に向けてのそういう取り組みのようすけれども、ぜひとも必要なことについては、もう早急に、特に新年度自治会が始まっていきます、この取り組みも当然なされるであろうと思っておりますけれども、そういった点も重視して、本当に地域で実際に起きた災害に対して、具体的な避難あるいは救助等ができるような進め方に取り組んでいただきたいというふうに思います。

最後に財政問題ですけれども、これも私何度も取り上げてお聞きをしてきましたし、市としても、

この適正化計画をもってずっと進められ、それから、昨年から水道債の平準化でしたか、そういう方向でこれを軽減していくと。これの内容については、私もっと質問したかったんですけど、ようせずにまったく申しわけなかったと思いますが、この先のことについても、いろいろ検討をすべきであるというふうに私は思っておりますが、いずれにしても、そうやって31年度に18%実質公債費を、パーセントを下げる計画だったものを、26年度まで何とかできるようになるという予測を立てられました。そういった努力は私は認めるもんですし、基本的には、それはそれで大事な取り組みであったというように評価をしております。

しかし、この実際の実施について、今後いよいよ厳しい状態を迎えますので、例えば、そういう建設事業にしても、本当に必要かどうか。市長はできるだけ地域の経済へのでこ入れとしてもやりたいというように言ってみえますけれども、その内容は十分検討して進められるということを要望しながら、今回の予算については、反対の表明をいたします。そして、一層の改善を求めたいというふうに思います。

○議長（池田喜八郎君） 野田議員、討論ですので、要望でなしに、議員さんのほうの討論ですので、そういう討論をお願いしたいと思います。

○5番（野田龍雄君） はい。

○議長（池田喜八郎君） 賛成討論はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 15番 清水敏夫君。

○15番（清水敏夫君） ありがとうございます。議案第38号 平成24年度一般会計予算において、私は山田予算特別委員長の報告にありましたように、原案のとおり可決すべきである旨が妥当と考え、これより賛成の討論をさせていただきます。

まず、初めに、釈迦に説法かとは思いますが、そもそも自治体の予算編成はその年度に実施したい事務、事業にどれだけの経費をかけるか。一方、それを賄うために必要な財源をどれだけのよう調達するかを計画して、それを金額で具体的に明示したものが予算であると思います。つまり、予算は、その自治体の1年間の収入と支出の見積もりであると同時に、住民に対しては、その年度にどれほどの公租公課、負担等を義務づけることになるか。また、その見返りとしてどんなサービスを行って教育とか産業とか、福祉等の向上に努めるかということに約束するものだと思います。

そこで、私ども議会は、予算審議に当たっては、一つの施策だけに重点を置くような見方ではなく、広く客観的に市民全体の立場に立った公平な審議が必要であります。特に、諸施策の推進について、適正にその財源が確保されているか。仮に歳入の見積もりが甘かったり、あるいは起債が過大に多くなり過ぎてはいないか。これらは議会の第一の使命であります。

以上の諸点から、平成24年度郡上市の一般会計予算総額275億6,200万円を考察したとき、4月に

市長並びに市議会議員選挙を控え、一部の政策的予算を未計上とした骨格予算編成とはしながらも、財政の厳しき中であって、前年度当初比では、減少率4.3%にとどめられ、デジタル無線の整備を初め、小中学校防災備品の整備など、防災関係に、さらには、みずぼうそう、あるいはおたふく風邪の予防接種助成など、住民福祉の分野においては、新規事業にも積極的に取り組まれております。

さらに、白鳥中学校の旧校舍棟の解体、グラウンド整備を初め、大和中学校屋内運動場の整備に伴う旧屋体の解体、新たに八幡中学校の屋内運動場の耐震補強、補修にも着手、さらには国体相撲大会開催事業や八幡地域以外の地域には、各1名の公民館専任主事を配置して、本格的な公民館活動展開へのスタート、そういった新しい動きも予算計上されております。

多面、歳出の見直しでは、義務的等経費の中で、一つ人件費は、定員適正化による17人削減など、1億5,054万3,000円の減額、物件費では、指定管理制度の推進やコスト削減で1億810万1,000円の減額、さらに、公債費については、公債費負担適正化計画による発行額の抑制や、繰り上げ償還により1億2,637万8,000円の減額とし、平成24年度末の市債残高見込みは451億5,103万円と、平成23年度末残高見込み額に比しては、15億2,032万円の減少と試算をされております。

特に、市民の中で最も関心の高い市の将来にわたっての実質公債費比率、3カ年平均で言っておりますが、これは、平成20年度の21.8%をピークに、平成26年度には、年間の18%を切る17.7%を実現すべく、公債費負担適正化計画が将来推計値として示されました。

以上、審査で感じたことの一端を申し述べ、当予算案を一つの施策などに偏らず、客観的さらに総合的かつ公平性の観点から吟味をいたした結果、平成24年度郡上市の当初予算は、従来からの安全・安心、活力、希望、これらを政策の基本とされ、郡上市総合計画後期基本計画の施策体系に基づき、適正な市税等の収入、財源確保を図りながら、また、市民のニーズにこたえられる住民サービス事業、支出をバランスよく計上、立案をされているものと強く確信をいたし、これらを大きく評価するものであります。

よって、少々長くなりましたが、私が総括した意見は、見解は、日置市長が提出されました平成24年度一般会計予算総額275億6,200万円は、4万5,775人の郡上市民の日々の暮らしにおいて、安心・安全かつ活力と希望につながるために、執行に当たっては必ずやスピーディーさと誠意を持って対されるものと期待し、当該予算は極めて妥当であるということを痛感いたしました。

以上を申し述べ、議員各位の賛同をぜひとも賜るべく、御理解と御協力を得ますように、重ねてお願いを申し上げ、ここに原案どおり可とすることに強く強く賛成であることを宣言し、私の討論として終わります。議員各位よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○議長（池田喜八郎君） そのほか討論はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 7番 山田忠平君。

○7番（山田忠平君） 委員長として、もし発言を許可いただければ討論ではありませんが。

○議長（池田喜八郎君） 何か緊急か関連。

○7番（山田忠平君） はい、あります。

○議長（池田喜八郎君） 関連。はい、じゃあ。

○7番（山田忠平君） ありがとうございます。

一般会計予算特別委員会でございますが、委員長、副委員長、それから、全員の委員の皆さんから協力をいただきながら審議をいただきして、そして、今回、今、それぞれ反対、賛成の討論がありました。反対討論に副委員長が立たれまして、私の指名責任をやや感じておりますので、今発言をさせていただいたとおりであります。議運の声も考慮しながら、副委員長に指名をさせていただきました。そういったことも踏まえて責任を感じ、そしてまた、議員諸氏の賢明な御判断をいただきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（池田喜八郎君） それでは、討論を終結し、採決を行います。採決は、郡上市議会会議規則第81条の規定により起立採決を行います。議案38号について、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（池田喜八郎君） ありがとうございました。賛成多数と認めます。よって、議案第38号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議案第39号から議案第60号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（池田喜八郎君） お諮りをいたします。日程24、議案第39号 平成24年度郡上市国民健康保険特別会計予算についてから、日程45、議案第60号 平成24年度郡上市病院事業等会計予算についてまでの22件を一括議題としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第39号から議案第60号までの22件を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました22件は、各常任委員会に審査を付託してあります。各委員長より御報告をいただき、議案ごとに質疑、討論、採決をしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、一括議題として報告をいただきます。

各委員長より、順次審査の経過と結果についての報告を求めます。

初めに、総務常任委員長、11番 上田謙市君。

○11番（上田謙市君） 24日の平成24年第1回郡上市議会定例会において付託されました予算議案

12件について、3月2日に総務常任委員会を開催し、審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

予算議案。

議案第44号 平成24年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計予算について。

市長公室長から、歳入歳出の総額と内訳、事業概要の説明を受けました。

委員から、ケーブルテレビ自主放送設備更新事業のカメラの購入について質問があり、本体については、140万円程度であるとの説明がありました。

また、同事業の機器購入方法について質問があり、契約については、担当部署が異なるが、専門的な機器となるため、取扱業者は限られる。市の映像系でかかわりのある業者や民放局などで実績のある業者から数社選定し、安価な業者から購入することになるとの説明がありました。

現在の放送機器の使用年数について質問があり、合併前に購入したもので8年経過しており、ノンリニア編集装置については5年が経過しているとの説明がありました。

機器・設備の更新計画について質問があり、平成22年度から平成23年度にかけて、音声告知放送一式を更新し、平成23年度は情報通信の関係でインターネットの機器を更新、平成24年度は行政系の通信機器とテレビの自主放送設備の更新となっている。

伝送路の光ノード・アンプ装置は、製造元からあと8年ぐらいで寿命が来ると言われているので、8年先には伝送路設備、通信機器、宅内の端末、自主放送設備の更新時期が重なってくるため、来年度中に全体の更新計画を作成したいとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第45号 平成24年度郡上市駐車場事業特別会計予算について。

総務部長から、歳入歳出の総額と内訳の説明を受けました。

委員から、修繕料の増額内容について質問があり、日吉駐車場の自動改札機械が故障しており、愛宕駐車場の部品を代用して対応している。自動改札機械の修繕料を19万円見込んであるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第48号 平成24年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について。

市長公室長から、歳入歳出の総額と内訳、事業概要の説明を受けました。

委員から、長良川鉄道の乗車人員の状況について質問があり、通学定期は、平成21年度が44万9,280人に対して、平成22年度が39万2,340人と通学定期は減となっている。一般分については、平成21年度が30万381人に対して、平成22年度は30万4,334人と若干ではあるが増となっている。全体の乗車人員については、平成21年度が83万9,921人に対して、平成22年度が77万6,714人と減少して

いる。利用者増への対策として、美濃市から以南は通勤客の利用が多い傾向にあり、美濃市以北は北部の中だけの移動が多いため、南部は高山線や太多線からの通勤客を取り込む施策を推進し、北部は観光客の利用を伸ばす施策を推進することで活性化が図れないか計画しているとの説明がありました。

安全管理についての質問があり、財政が厳しいからといって安全管理がおろそかにならないよう国や県の補助も受けながら最大限に実施するとの説明がありました。

設備の更新について質問があり、枕木の更新については、ダイヤが過密であることから、美濃市より以南を重点にやっている。北部についてはカーブ地点を重点に実施しているため、若干、枕木の更新がおくれている。鉄橋、トンネル、枕木の更新などは、国、県、市町村が補助している輸送近代化と安全のために実施する県単補助による設備の更新の2つに分けて実施している。施設整備の更新に伴う沿線市町の負担については施工箇所単位で積算するのではなく、一定の負担率により負担しているため、郡上市内の施設更新が多いから負担金が多くなることはない。ただし、踏切の更新については道路側の負担となるため、所在地の自治体での負担となるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第50号 平成24年度郡上市大和財産区特別会計予算について。

大和振興課長から、歳入歳出の総額と内訳の説明を受けました。

特段の質疑がなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第51号 平成24年度郡上市白鳥財産区特別会計予算について。

白鳥振興課長から、歳入歳出の総額と内訳の説明を受けました。

委員から、森林総合研究所分収造林事業の委託先について質問があり、白鳥財産区が事業主体となり、郡上森林組合等に委託していくとの説明がありました。

造林事業量が減っている中で、自主財源の確保による自主運営について質問があり、管理的経費不足分は予備費で対応しているが、委員報酬以外の事務経費の節減や間伐材の販売による自主財源の確保も必要であり、財産区管理会で検討する。財産区の構成員となる住民に対する負担金については、まだ財産区管理会でも議論されていないとの説明がありました。

造林事業の縮小による山の保全、維持管理について質問があり、財産区と森林総合研究所との分収造林にかかわる契約に基づき適切に維持管理を進めていきたいとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第52号 平成24年度郡上市牛道財産区特別会計予算について。

白鳥振興課長から、歳入歳出の総額と内訳の説明を受けました。

委員から、森林総合研究所分収造林事業の予算確保について質問があり、分収造林事業は森林総合研究所へ前年12月ごろに申請し、6月ごろに内定があるが、年々厳しい状況にある。市としては、

財産区が森林総合研究所と分収造林の契約をしていることから、予算の確保に向けて継続して要望していくとの説明がありました。

また、予備費の予算額が大きくなっているため、基金に積み立てるなど、多面的に活用を検討してはどうかとの意見がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第53号 平成24年度郡上市北濃財産区特別会計予算について。

白鳥振興課長から、歳入歳出の総額と内訳の説明を受けました。

特段の質疑がなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第54号 平成24年度郡上市石徹白財産区特別会計予算について。

白鳥振興課長から、歳入歳出の総額と内訳の説明を受けました。

委員から、造林事業における受託事業収入と委託料の差について質問があり、石徹白財産区は、直営で行っている事業もあることから、受託事業収入を委託料のほかに賃金、需用費、工事請負費、原材料などにも充てているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第55号 平成24年度郡上市高鷲財産区特別会計予算について。

高鷲振興課長から、歳入歳出の総額と内訳の説明を受けました。

委員から、土地貸付収入が40万円ほどの減額となっていることについて質問があり、ホワイトピアたかすスキー場は財産区を含む地元地権者組合とスキー場とが土地貸付契約を結んでいるが、契約更新の際に、スキー場として使用しなくなった面積について減額の申し出があり、地元地権者組合と財産区との応分の割合で減額しているとの説明がありました。

スキー場への土地貸付単価について質問があり、ホワイトピアたかすスキー場と鷲ヶ岳スキー場の土地貸付単価は1坪当たり年額100円であるが、ホワイトピアたかすスキー場へは当初一体的に貸し付けたが、現在はスキー場として利用せず、貸し付けの対象とならない面積もあることから、組合として再配分を行っているため、地主への配分単価は62円程度となるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第56号 平成24年度郡上市下川財産区特別会計予算について。

美並振興事務所長から、歳入歳出の総額と内訳の説明を受けました。

委員から、財産区の監査について質問があり、市の監査委員による監査を行うとともに、振興事務所の職員において、管理会の指導、現地の立ち合いなどを行っているとの説明がありました。

委員の報酬と参与の賃金について質問があり、美並地域では、下川財産区管理規定に基づき、旧下川地区に属する9自治会から7名の委員を選出し、残る2自治会と世帯数の多い2自治会から4名を参与として選出しており、委員と参与を区分して予算計上しているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第57号 平成24年度郡上市明宝財産区特別会計予算について。

明宝振興事務所長から、歳入歳出の総額と内訳の説明を受けました。

委員から、林道維持管理業務の内容について質問があり、集落間を結ぶ幹線林道の草刈り、災害時等ののり面の修繕を自治会や地権者の方に管理委託しているとの説明がありました。

里山環境整備事業の内容と申し込み状況について質問があり、明宝地域で集中的に行っている獣害対策のためのさくの設置部分や里山の住家の近くにおいて、邪魔になる樹木の伐採等に当事業を活用している。また、事業は申し込みのあった順に実施し、要望もほぼ一定であることから、昨年度と同額の1カ所当たり50万円で10件を予定しているとの説明がありました。

めいほうスキー場への土地の賃貸について質問があり、貸付面積は254ヘクタールで、1平方メートル当たりの年額は5円で、平成16年4月1日から平成27年3月31日までの10年契約であるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第58号 平成24年度郡上市和良財産区特別会計予算について。

和良振興事務所長から、歳入歳出の総額と内訳の説明を受けました。

委員から、造林事業における役務費の施工計画作成について質問があり、鹿倉ヲンボ川地区の間伐事業において、財産区管理会の委員2人による伐採対象の立木調査にかかわる10日間の出役に対する経費であるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。平成24年3月16日、郡上市議会議長 池田喜八郎様。郡上市議会総務常任委員会委員長 上田謙市。

以上であります。

○議長（池田喜八郎君） 続きまして、産業建設常任委員長、12番 武藤忠樹君。

○12番（武藤忠樹君） それでは、産業建設常任委員会の報告をさせていただきます。

2月24日開催の平成24年第1回郡上市議会定例会において審査を付託されました予算関係4件について、2月29日に産業建設常任委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について報告します。なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第40号 平成24年度郡上市簡易水道事業特別会計予算について。

環境水道部長、水道総務課長及び水道工務課長から、歳入歳出の総額と内訳、建設工事予定箇所について説明を受けました。

審査の中で、委員から大和町の神路簡易水道未普及地区解消事業の対象世帯数について質問があり、12戸が対象世帯であり、平成24年度で工事が完了する予定であるとの説明がありました。

また、市内の未普及地区について質問があり、未普及地区は八幡町大瀬子地区のみとなり、大和
水道統合の際に未普及を解消したいとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第41号 平成24年度郡上市下水道事業特別会計予算について。

環境水道部長、水道総務課長及び水道工務課長から、歳入歳出の総額と内訳、建設工事予定箇所
について説明を受けました。

審査の中で、委員から平準化債の発行による影響について質問があり、発行年度の普通交付税措
置額から資本費平準化債発行額の50%を控除され、後年度に発生する資本費平準化債の元利償還金
について、その50%が普通交付税措置されるので影響はないとの説明がありました。

使用料未納者に対する措置について質問があり、水道の場合は6カ月以上の未納者に対し、停止
予告から給水停止措置をとっているが、下水道の場合は停止ができない。市税と同様に滞納整理に
より徴収しているとの説明がありました。

また、下水道の加入率について質問があり、平成22年度末で77.99%となっているとの説明があ
りました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第46号 平成24年度郡上市宅地開発特別会計予算について。

建設部長から、歳入歳出の総額と内訳について説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第59号 平成24年度郡上市水道事業会計予算について。

環境水道部長、水道総務課長及び水道工務課長から、歳入歳出の総額と内訳、建設工事予定箇所
について説明を受けました。

審査の中で、委員から貸借対照表の投資有価証券分の記載について質問があり、ここ数年は国債
購入による運用のため予算措置を行っていたが、近年の利率を見ると、国債利率より金融機関の定
期預金利率のほうが高く、平成23年度は未執行としたため、貸借対照表には計上されず、また平成
24年度も国債購入予定はないとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。平成24年3月16日、郡上市議会議長 池田
喜八郎様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 武藤忠樹。

以上であります。

○議長（池田喜八郎君） 続きまして、文教民生常任委員長、18番 森藤雅毅君。

○18番（森藤雅毅君） 文教民生常任委員会の報告をいたします。

2月24日の平成24年第1回郡上市議会定例会において審査を付託されました予算議案6件につい

て、2月29日、3月2日に文教民生常任委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について報告します。なお、経過については主な内容を報告します。

議案第39号 平成24年度郡上市国民健康保険特別会計予算について。

健康福祉部長及び保険年金課長から、歳入歳出予算の総額と内訳並びに平成25年度までの国保財政の見通しについて説明を受けました。

審査の中で、委員から医療費の伸びについて質問があり、昨年3月から8月診療分では、対前年比で約5%減少していた。9月から11月の診療分では増加傾向となり、約2%から5%の伸びを示している。通算では約3%の減少であり、32億円程度の拠出を見込んでいる。岐阜県全体では約2.7%の増加であるとの説明がありました。

国保税の徴収見込みについて質問があり、本算定の8月末では現年度分で約2.9%の落ち込みがあり、国保税の引き上げによる影響を心配していたが、12月末では1.91%、1月末では1.48%と徐々に数値が上がってきている。昨年度の収納率は93.79%であったが、その1%以内の落ち込みにとどまるよう、引き続いて努力したいとの説明がありました。

予防医療に対する取り組みについて質問があり、健康福祉部としての特集番組を3月5日から放送予定であるが、ケーブルテレビを使った特定健診のPR等を年間を通じて実施するとともに、予防や健康増進については、スポーツ振興など他の部署とも連携しながら、各種機会を利用して啓蒙に努めていきたいとの説明がありました。

歳出の保険給付費の予算額が前年度予算額より減少している理由について質問があり、平成23年度の医療給付費は、前半では前年度を約5%下回っており、後半では上昇傾向を示しているが、それでも平成22年度の決算額並みの32億円程度の拠出にとどまる見込みである。平成24年度の予算額は、平成23年度の決算見込み額に対して約5%の伸びで見込んだものであるとの説明がありました。

歳入の県の財政調整交付金の予算額がふえている理由について質問があり、国の療養給付費等に対する定率負担分が34%から32%に減らされ、かわりに都道府県の調整交付金が7%から9%にふやされたことによるものである。これは都道府県の財政調整機能を強化することを目的に実施されたものであるとの説明がありました。

国保財政見通しの資料中、歳出のその他の費用は何かとの質問があり、総務費、保健事業費、基金積立金、公債費、諸支出金、予備費の合計であるとの説明がありました。

直営診療施設勘定。

健康福祉部長及び地域医療センター事務長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

審査の中で、委員から医薬品、消耗品は全診療所分を一括で購入しているかとの質問があり、和良診療所、小那比診療所は一括で購入しているが、高鷲診療所、和良歯科診療所分は独自で購入し

ているとの説明がありました。

高鷲診療所の医師の確保について質問があり、平成24年度中に義務年限が終了するが、年度いっぱいには勤めていただける。それ以後についても引き続き勤務いただけるようお願いしていきたいとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第42号 平成24年度郡上市介護保険特別会計予算について。

健康福祉部長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

審査の中で、委員から介護認定者数について質問があり、平成24年度の要介護と要支援の認定者の推計は2,275人との説明がありました。

サービス計画給付費について質問があり、ケアマネジャーがサービスの利用を希望する人の相談を受けながら介護サービスプランを作成している。プラン作成や相談等ケアマネジャーがかかわることによる介護報酬単価は、一月ごとに、要支援1と2の方は4,120円、要介護1と2の方は1万円、要介護3、4、5の方は1万3,000円で、初回については3,000円の加算があるとの説明がありました。

ケアプランの作成をされる人は何人ぐらいかとの質問があり、平成24年度見込みで要介護サービス計画は延べ1万4,076件で、前年比約2,000件の増、要支援サービスは6,026件で、前年比約500件の増の見込みとの説明がありました。

介護給付費準備積立金を2,665万8,000円積み立てることになっているが、交付金のうちどれだけかを積み立てるのかとの質問があり、県が管理している財政安定化基金が一部取り崩され、郡上市は3,638万5,000円を交付金として受けとることになる。それは、平成24年度から平成26年度の3年間で介護保険特別会計の財源に充てることになるので、平成25年度、平成26年度の分として交付金の約3分の2を積立金としているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第43号 平成24年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について。

健康福祉部長、白鳥病院事務局長、郡上偕楽園長及び地域医療センター事務長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

審査の中で、委員から和良老人保健施設の特殊浴槽の更新の理由について質問があり、修理を重ねて使用してきたが、水漏れやふぐあいがあるので、利用者の安全を考えて更新したいとの説明がありました。

障がいのある方の就労ということで、施設の清掃や介護の手伝いをしていただくとよいと思うがどうかとの質問があり、特別支援学校では研修目的で清掃実習を行っておられ、また、つくしの家の通所者の方は大和総合センターの清掃を実際に行っておられるなどから、障がいのある方の受け

入れは可能との説明がありました。

郡上偕楽園のボランティアについて質問があり、清掃、喫茶店、美容師など、年間延べ800人の方に来ていただいているとの説明がありました。

施設ごとの事業費について質問があり、郡上偕楽園 4億1,186万6,000円、白鳥病院 1億982万6,000円、和良老人保健施設 1億9,831万2,000円との説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第47号 平成24年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について。

教育次長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

審査の中で、委員から貸付金の返還金が滞ることはないかとの質問があり、若干おくれぎみになって、再度返済計画を立て直して返還されるケースはあるが、今のところ滞納はないとの説明がありました。

現段階での新規貸し付けと一時金貸し付けは何件か、また予備費について質問があり、平成23年度の月額貸し付けは6件で、一時貸し付けは現在8件の申請があり、3件は既に貸し付けた。3件は決裁中で、残り2件は申請書類の確認中である。予備費についてはもしもの場合を想定して、月額貸し付け1件分を確保しているとの説明がありました。

一時金貸し付けの件数が昨年と比べて多いのは、経済状況等の理由によるのかとの質問があり、経済状況もあるかと思うが、PR効果もあるかと思うとの説明がありました。

一時金貸し付けは何月から貸し付けされるのかとの質問があり、12月から入学手続きが終わるころの3月16日までを受付期間とし、随時貸し付けているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第49号 平成24年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について。

健康福祉部長及び保険年金課長から、歳入歳出予算の総額と内容並びに岐阜県後期高齢者医療広域連合における平成24年度、平成25年度の保険料改定の骨子について説明を受けました。

後期高齢者医療制度の保険料は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、広域連合において2年ごとに見直しがされることになっている。平成20年度、平成21年度を経て、平成22年度、平成23年度は据え置きとされたが、平成24年度、平成25年度は医療給付費が伸びていることや高齢者の負担率が改められたこと等から改定されることとなり、去る2月21日に招集された広域連合議会において議決された。

結果、均等割は、これまでの年額3万9,310円が年額4万670円に、所得割は、これまでの保険料率7.39%が7.83%に、賦課限度額が50万円から55万円にそれぞれ引き上げとなった。

広域連合の1人当たりの平均保険料は、これまで年額5万4,235円であったが、改定により年額5万6,423円となり、年額で2,188円の増額となる。

岐阜県においては、全国的に5%台の引き上げが予定されている中、財政安定化基金から6億6,000万円を繰り入れて約4%の引き上げに抑えられたものである。

郡上市の1人当たりの平均保険料は、平成23年度では年額3万6,146円であったが、改定後は年額3万6,504円と、年額で358円の増額となるとの説明がありました。

審査の中で、委員から保険料改定の試算において、医療給付費がふえているのに審査支払手数料が減っていることについて質問があり、レセプトの大半がコンピューターシステム化されたことと、審査件数がふえたことによってコストダウンが図られることから、国保連において1件当たりの単価が下げられたことによるとの説明がありました。

保険料が上がることの周知方法について質問があり、保険料は去る2月21日の広域連合議会で議決され、既に新聞発表されている。郡上市においては、納付書のお知らせの前に、わかりやすい資料を作成して、ダイレクトメールや広報等でお知らせするとともに、いろいろな機会を利用して説明に努めたいとの説明がありました。

1人当たりの平均保険料は、県下の平均では年額5万6,423円、郡上市では年額3万6,504円と県平均に比べて低いが、その理由について質問があり、郡上市は県下21市の中で21番目と一番低い。均等割の基準額は県下42市町村すべて同じであるが、郡上市は9割、8.5割、5割、2割の均等割の軽減対象者が多いこと、所得割については、都市部は厚生年金の方が多いが、郡上市は国民年金の方が多く、平均所得が低い状況が反映されているとの説明がありました。

医療給付費の状況についての質問があり、平成22年度の実績では、県下21市の中で郡上市は12番目の位置にある。郡上市の1人当たりの平均金額は71万6,829円であり、広域連合の平均73万2,455円と比べて低いとの説明がありました。

長寿・健康増進事業について質問があり、この事業は75歳以上を対象としている健康増進事業であるが、担当課独自で実施するのではなく、他課の協力を得ながら、予防、生きがい、健康事業を推進していきたいとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第60号 平成24年度郡上市病院事業等会計予算について。

郡上市民病院事務局長と国保白鳥病院事務局長から、両病院における業務予定量、収益的収支、資本的収支等の予算について説明を受けました。

審査の中で、委員から雑支出の貯蔵品に係る消費税とあるが、実際使用する予定のものに対してのもののか、また、その下の消費税は新しく仕入れたものに対しての消費税かとの質問があり、貯蔵品は、倉庫より出して患者に使用した時点で薬品費、診療材料費で費用化するが、これには消費税が含まれていない。しかし、購入時には消費税がかかっているため、決算時にここへ計上するためのものである。下段の消費税は直接税務署へ申告納付する消費税のことであるとの説明があり

ました。

医師確保の見通しについて質問があり、大学や研修医を抱えている病院へ足を運んで依頼している。現在、市民病院で不足している診療科は内科と耳鼻科であり、耳鼻科は週2回の診療に患者が集中している状況である。すぐに勤務医師の確保は難しいが、年内には確保できるのではないかと思っているとの説明がありました。

このことにつきまして市民病院の耳鼻科の先生の確保ですけれども、この時点、3月2日ではこういうお話でございました。御承知のように3月13日の全員協議会で耳鼻科の先生が4月1日から確保できたと、こういうお話でございましたので大変喜んでおりますが、この時点ではあと半年ぐらい確保にかかるやろうというお話でございましたので、そのとおり報告をさせていただきましたが、御了承いただきたいと思えます。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。平成24年3月16日、郡上市議会議長 池田喜八郎様。郡上市議会文教民生常任委員会委員長 森藤雅毅。

よろしくをお願いします。

○議長（池田喜八郎君） ありがとうございます。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は2時25分を予定いたします。

(午後 2時13分)

○議長（池田喜八郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 2時25分)

○議長（池田喜八郎君） それでは、各議案につきましてそれぞれ質疑、討論、採決を行います。

議案第39号 平成24年度郡上市国民健康保険特別会計予算についての質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を行います。

(挙手する者あり)

○議長（池田喜八郎君） 5番 野田龍雄君。

○5番（野田龍雄君） 今回のこの予算案ですけれども、昨年は10%の保険税の引き上げがありました。そのときの説明では、この引き上げによって約1億円、それから市の一般会計から法定外の繰り入れをするということで1億円、なお、基金から1億円と、そういうような格好で、正確にはちよっとありますが、そういう形で入れることによってぎりぎりの予算を組んだという説明がありました。今回この予算を見ますと、一つは昨年度、基金から繰り入れた1億2,000万円ほどです

か、2,500万円、これは繰り入れずに戻しているということで昨年に比べるとゆとりがあるということでございます。それから、今回の予算の歳入の部分では、いわゆるその基金繰り入れが今度は組んでありません。それだけ組まなくても組めたということでございます。昨年はこの繰り入れがされるということで、この議会でも皆さんも本当に心配されて、もっと国の予算をふやすべきであると、こういう意見書も出されました。その状況は今も変わっていないというふうに私は思っておりますが、この10%の引き上げによりまして、多くの皆さんから、「今でも大変なんやと、これ以上はとてまかなわん」という声は随分聞きました。先ほどの委員会報告で見ますと、滞納者はそれほどふえていないと、1%以内というような説明があったようですが、それにしても800人を超す人たちの滞納がございます。そして、現実に、数日前ですけれども、医者へ行くのも困ったということで相談があつて、これは議会終わってから一度相談に役場へ行きましょうという話をしましたけれども、本当にぎりぎりの生活をしてみえる人もあるわけですね。そういう方に対するこの市の取り組みとしては昨年の10%引き上げということが大きな痛手になっているというふうに私思ひます。それにかわる市民目線での施策というものを本当に考えていけないといけないというふうに今思っております。

そして、それじゃ、どうするかと。今回は予備費も6,400万円ほど組んであります。そういうことで昨年の状態と比べると、これは医療費のほうがそれほど伸びなかったからこういうことができたということで、来年はどうかかわからない、その先もわからないし、一層医療費が、今までの経過でいうと、どんどん伸びてくるんだというお話の中で、そういう体制として基金にも少しでも組み込んでいきたいし、予備費も置いときたいし、繰越金もこの程度は何とか確保しながら、健全な運営をしていきたいという思いやということになります。しかし、昨年のあの状況を考えますと、今回、何で今回はこんなに、まあ、ゆとりがあるといえますか、こういうふうになったのかなあという感じはします。これは年々によるそういう突発的に医療費が上がったと、たくさん要ったというようなときに大騒動せんらんと。そのための準備としてこういう基金をつくったり、それに備える体制をつくっておられるようですけれども、私はそういう格好ではなしに、一つは、先ほども言いましたけども、本当に予防に重点を置いた取り組みをする中で、医療費そのものを全体として下げていけるようにしていく必要があると。これはこの議会としても決意をし、そういう努力しようとしておるんですけれども、ことしのこの予算で見ると、非常にそれが強化されたというようには十分見ることはできません。先ほどの報告では少しそういう点に触れられておりましたけれども、もっと抜本的にやっていく必要があるのではないかと、こういうふうに思っております。

ちょっといろいろあるんですけれども、そういった意味からこのような、市民に負担を押しつけながら進めるのではなく、少しでも軽減していく。本来なら国保税をもっと引き下げていく。そういう方向を目指す。それから、先ほど議会でも決議されたように、意見書出されたように、国に

対する要望をもっと強めていく。そして、施策としては市民の積極的な参加を呼びかけて、そしてみんなで健康な老後、明るい、そういった郡上をつくっていこうという運動を推進していく必要があるのではないかと、そういうことを思っております。今回は特に昨年の保険税引き上げに連動しております、その延長上の予算になっておりますが、この予算についてはぜひとも今後一層これを変えていく、引き下げていかなければならないという決意を持って、私、この予算案に反対の表明をいたします。

○議長（池田喜八郎君） それでは、賛成討論ありますか。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 14番 渡辺友三君。

○14番（渡辺友三君） ただいま野田議員のほうから、反対討論する述べられました。私、賛成討論ということで御発言させていただきますが、今まで野田議員の今言われましたことも当然、昨年、一昨年の委員会のほうでも、運営委員会のほうでもいろいろと問題として出たところでございます。それでその結果においても安定した国保運営をしていく上では10%の値上げが必要であるというような結論に至ったわけでございますが、先ほど言われましたように、23年度には医療費がかなり下がっておるとこのような御発言でございましたが、これは高額医療費がかなり抑えられたということでのその辺での効果が出てきておるといふふうに思っておりますし、そして被保険者自身がこれ以上の国保の負担はかなわんということで、大変とこの、何ていいますか、予防医療、また率先しての健診等を受けられた結果において早期の発見というようなことに至りましてこの辺が抑えられたといふふうに思っております。これも21、22年度、23年度の当初にかなり大変国保財政が緊迫しておるといふようなPRの効果がきいたものとも思っておりますが、より一層に、行政におかれましては、より一層のこの予防医療に努めていただきますよう要望もいたしまして、この予算案には賛成する立場でございますので、議員各位の賛同をお願いいたします。

以上です。

○議長（池田喜八郎君） ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） それでは、討論を終結し、採決を行います。採決は郡上市議会会議規則第81条の規定により起立採決を行います。

議案第39号について、原案を可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（池田喜八郎君） ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、議案第39号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第40号 平成24年度郡上市簡易水道事業特別会計予算について質疑を行います。

(挙手する者あり)

○議長(池田喜八郎君) 5番 野田龍雄君。

○5番(野田龍雄君) 一、二点ちょっと教えてください。説明はあるんですけども、その理由ですね。例えば介護サービスが……

(「介護じゃないよ」と呼ぶ者あり)

○5番(野田龍雄君) 失礼しました。

○議長(池田喜八郎君) 質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 討論なしと認め、採決をいたします。委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第40号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第41号 平成24年度郡上市下水道事業特別会計予算についてを議題といたします。質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なし認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第41号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第42号 平成24年度郡上市介護保険特別会計予算についてを議題といたします。質疑を行います。

(挙手する者あり)

○議長(池田喜八郎君) 5番 野田龍雄君。

○5番(野田龍雄君) 失礼いたしました。

介護サービスの居宅とか地域密着型サービスとか施設サービス等について1億8,000万円ほどふえておるようでございます。これ見ますと、利用者はそんなにふえていないということなんですけれども、この場合に低所得者の利用がふえているのかどうか。ふえていないというふうに私感ずる

もんですから、その辺についての見解を一つお願いしますし、それからケアプランの実人数ですな、これはどうなのか。ここに今書いてありますけれども、実際の人数、これは件数になっておりますので、1年間でどのぐらいのケアプランの人数になつとるのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 健康福祉部長 布田孝文君。

○健康福祉部長（布田孝文君） それぞれのサービス、例えば居宅介護サービスでございますと、その中に訪問介護、まあ、ヘルパーさんののですが、とか、訪問入浴とか、訪問看護とか、訪問リハとか、通所介護とかいろいろなサービス、これだけで例えば14の居宅サービス費がございます。それぞれ平成23年度と24年度の利用件数とそれに伴う介護給付費、それぞれ、私の手元には予算比較というところで細かいものはあるわけでありまして、実績を踏まえながら、それぞれ件数、それから給付費を今年度の予算の中では反映をさしているところでございます。

今お話の中で所得階層の中で低所得者の方が多いかどうかということというよりも、むしろ我々が今つかんでおる実態では、介護と予防という感じでいいまして、いわゆる支援の方と介護という方でのこの、何ていいますか、予算立てをしておりますものですから、必ずしも、所得が多いから少ないから、その利用率がどうかということまでのちょっと実態把握はそこまではつかんでおりません。ただ、要支援の方が何人みえるとか、先ほど今のプランの話に今度かかわってくるわけがありますけれども、要支援の方が何人みえるかということとか、そのことは当然認定者ということではつかんでおりますので、その数値の中でのお話はできると思いますけれども、以前お話したように、おおむね郡上市の場合は介護認定等を受けられた方で、いわゆるサービスを受ける比率といえますか、実態的には全部、例えば10万円のサービス量を全部10万円受けるということは、そういう考え方もありませんもんですから、大体40%から50%の範囲内でのサービス量を使っていたらということでは思っております。

ちょっとお待ちください。——要介護認定の方々の数値的なことで申しますと、郡上市の場合はここに書いてある23年度実績では2,174人ということで要支援の1の方が229人の方でありますとか、251人という詳細のものは以前もこの介護保険の計画書の中では記載が資料的にはございますので、また見ていただければというふうに思いますが、その中で特に所得に関してという要件の中では、一度我々も調査しないかんといいふうに思っておりますけれども、所得関係で、例えば、そこというのは、ちょっと今手元に数字がないもんですから、また調べさせていただきまして報告をさせていただきますというふうに思います。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 野田龍雄君。

○5番（野田龍雄君） 今介護サービスの利用の量についても、ちょっと修正があったんですな。そういうことがあったもんですから、私、全部が減つとるというように見ておりましたけれども、実は

ふえとる部分もあります。しかし、総体的にはそんなにふえてないということから、今そういうことをお聞きしたんです。これは、利用する人はあんまり変わってないんじゃないかなというようなことを思ったんですが、それに準じてふえとる部分もありますので、これはそういった詳細をまた見させていただきたいというふうに思いますが。

いずれにしても、この中で今郡上の一般的な、例えば年金生活者の中で年金の平均が4万何千円という低い状態にある、そういう状態の中で本当にいっぱいっぱいの生活、あるいは子どもさんやほかの方に頼って生きていかなければならないという状況の中で、なかなか介護サービスが十分受けられないということがあるなと思いましたので、ちょっとその点を、御指摘をさせていただきましたし、この中で積み立てがされておることについても、これ先ほどちょっと説明もあつたんですけども、これ今度この会計ですので、一言、先ほど報告には少し2年先を見越してというふうに書いてありましたけれども、そういう積み立ての趣旨といいますか、内容をちょっと説明させていただきたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 健康福祉部長 布田孝文君。

○健康福祉部長（布田孝文君） 介護保険は御承知のように、単年度ということじゃなくて、24、25、26年の3カ年の計画の中で立てさせていただいております。それで、3カ年の、いわゆる給付費等々を推測していきまして、実績に合わせまして、それでどのくらいの量が要るから、21%の第1号被保険者の人たちの介護保険料ということを郡上市の場合は決めさせていただくというような手続になってます。

それで、少しでもその保険料を緩和するために、県のほうから3年間ということでは3,600万円ですか、3,600万円ほどの交付金を受けるわけでありまして、それは3年間で使うということですので、あくまで、当該年度で県のほうからも大体1,000万円、1,000万円、あと1,600万円という形での目安をいただいておりますもんですから、今年度は1,000万円を、県からいただいた交付金の中から1,000万円を使わせていただいて、緩和のために、そして残りのものはほっかっとなけにいきませんので、とりあえず積んでおくと。来年度、またそれはそこで崩していくという考え方になっております。ですから、お金があるから積み立てるのではなくて、県からいただいたものを単年度で使うわけじゃなくて、3年間で、まあ、等分をしてこの安定のために使っていきたいということでもあります。つまり、来年度また介護保険料、仮にですけれども、財政的に大変、サービス量がふえて介護保険料を上げないかんということではできませんもんですから、あくまで3年間というトータルで考えていただきたいなというふうに思っていますので、必ずしもお金があるから余裕があるから2,600万円を積み立てるということではないもんですから、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（池田喜八郎君） ほかに質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論はありますか。

(挙手する者あり)

○議長(池田喜八郎君) 5番 野田龍雄君。

簡略をお願いします。

○5番(野田龍雄君) はい。

ざっと見していただきますと、介護予防のサービスというものは減っているというように見ました。それから、今施設の待機者が400何名という非常に大きな数ですが、緊急な方は70名ぐらいというように言われたと思いますが、その辺も実はもっとあるのではないかなという気がしております。それは調査の仕方とか、中にはあると思いますけれども、いずれにしても、せっかく介護保険を、保険料を出しておるのに使えんねと、申し込んでもいつになるかわからんという声はよく聞きますので、こういう状況があるという認識、これは皆さんも持ってみえるのではないかというふうに思います。

それから、ことしもこういう格好で保険料が引き上げられようとしております。これについては本当にぎりぎりの中でこうやって引き上げられる。先ほどの討論にもありましたけれども、特に高齢者にとっては、収入はふえませんが、減るばかりですから、そして、年をとれば病院にもかからんならん、出費も要るといふことで、非常に引き上げは大きな打撃になります。そういう中で特に生活の苦しい人たちに対する手当てを考えていかなければならんというふうには私は思っています。それは別のことでございますが、別の福祉施策などで考えるんですけれども、今は、本当に困った場合に生活保護なんかの相談にも行きますけれども、なかなかそう簡単に、はい、それじゃ、生活保護してくださいというふうなことにはなっていないので、そういった点でのセーフティネットがどうしても要るといふように思います。

先ほども言ったように、今回のこの改定が本当に介護保険をよくする内容ならいいんです。そして、部長もこの前も言われたように、変わる部分もあるけども、前のようにやれることもいっぱいあるんですから、よりその人の立場に立ってやればまだできますと言われました。そうやってやってほしいと思います。けれども、実際には、そういう制度が動き出すと、例えばサービスが時間で切られて足らなくなったり、あるいはそういう状態の中で業者の方はできるだけ何とかせないかんということでやっぱり無理してでも時間を減らしてやるというふうなことが出てくるんじゃないかと心配しております。そういった面では、これ、大いにその辺の監視といいますか、よく見てやっていく必要があると思いますけれども、いずれにしてもこういった方向へ今踏み出そうとしておる介護保険制度の改定とそれに応じた形のこの予算については何とか見直してほしいと思うんですけれども、そういう意味で反対を申し上げます。

○議長（池田喜八郎君） 賛成討論はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 15番 清水敏夫君。

○15番（清水敏夫君） 短目に行います。介護保険の改正条例と連動しておりますのであえて多くは申しませんけれども、はっきり言って、この郡上市におきましては、今回3,200円のところを3,940円というふうな上がり方になりますけれども、サービスは多く受けて、そのかわり負担は少なくという、今郡上のこの介護を受けている方々についてはそういう状況でないかというふうに思います。

今度の新しい24年から6年までの各県下の全国平均、あるいは県下の各町村、それは承知はしておりますけれども、かなり郡上市としては基金も入れたりしながら、安価に、できるだけ安くというふうなことでしていただいておりますし、第一はやっぱり健康保険のところからこれ始まっていきまして、健康な体を維持することによって介護へのほうはどれだけでもやっぱり控えて、市民みずからがやっぱりそれをやりながら、健康に努めながら、あるいは管理に努めながら、この介護をできるだけ受けないようにしていくということがやっぱり基本になると思いますし、それからもう一つ、やっぱりこれは郡上市は今郡上市、県下でやってもらっておるわけですので、そういう部分でいいますと、こういう山間地域、特に高齢者とかそういう方の多い地域はどうしても大きなところにお世話になつとるような感じが、これを見ますといたしますもんですから、郡上市として本当は私たちも上げたくはないとは思いますが、これを維持していくためには、もしこれがなくなったら本当に大変なことになりますので、この制度をうまく使いながら、できるだけ利用は早目に、早期発見じゃないですけども、支援をしていただく方は支援を受けていただいて、制度をうまく使っていけるためにも、重病にならんようにやっていくことが大事ななということを思いますが。そういう意味ではこれはとりあえず予算の目当てでございますので、ことしの結果はわかりませんが、まずこの金額でスタートしてこの3年間頑張ってみてほしいなというふうな思いがございますので、この案につきましては賛成をしたいと思います。議員各位の賛同を求めたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論を終結し、採決を行います。採決につきましては郡上市議会会議規則第81条の規定により起立採決を行います。

議案第42号について原案のとおり可とする諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（池田喜八郎君） ありがとうございました。賛成多数と認めます。よって、議案第42号は原

案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第43号 平成24年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第43号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第44号 平成24年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計予算についてを議題といたします。質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第44号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第45号 平成24年度郡上市駐車場事業特別会計予算についてを議題といたします。質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第45号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第46号 平成24年度郡上市宅地開発特別会計予算についてを議題といたします。質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第46号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第47号 平成24年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算についてを議題といたします。質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第47号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第48号 平成24年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算についてを議題といたします。質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第48号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第49号 平成24年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 5番 野田龍雄君。

○5番（野田龍雄君） この後期高齢者医療特別会計の予算に反対を申し上げます。

この後期高齢者医療制度というものは、もう既に現政権も即時廃止を言明しておったものでございます。その後、いろんな経過の中でこれを国保会計へ繰り込んでいくと。そして、やがては65歳以上も一緒に組んでいき、しかもそれだけ別個の会計にすると。いわば今の後期高齢者医療制度を違う形で同じ性格のものとして続けていこうとしております。多くの皆さんが後期高齢者だけ差別をしとるというように随分怒られましたし、そして実際に、後期高齢者がその医療費についてはふえれば自分たちの負担もふえていくという仕組みになっております。こういったこの制度ですね、これは年をとってお年寄りになって医療の必要になったときに本当に社会が面倒見ていくという、そういうやり方を放棄するやり方になっております。現実になかなか医療費も高くなっているのかかれないという人も出てきておるといような状況でございます。この基本的にそういった高齢者に負担を押しつける、そういう制度については反対をしているところです。

今回、これは制度としてありますので、市としても当然やらなきゃならないし、そして今度の改定がありまして、均等割で、これ1,360円ですか、所得割限度額もまた5万円ほど上がります。そういった改定があります。特にこのような不況が続く、経済的に大変なときにこうした制度がどんどん悪くなるということはますます景気も悪くしますし、国民、市民の希望を失わせていくということで、できるだけ、市民の福祉を守る立場にある、暮らしを守る地方自治は、そういったことに対して市民を守る立場に立っていく必要があるというふうに私思います。そういった意味でこの後期高齢者医療会計が値上げをされて、しかも高齢者にとって本当に安心できる制度になっていないということから、これを何としても変えて、本当にお年寄りが安心できる医療制度に向けていくためにも今回のこの会計に対しまして反対の表明をいたします。

○議長（池田喜八郎君） 賛成討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論を終結し、採決をいたします。採決は郡上市議会会議規則第81条の規定により起立採決で行います。

議案第49号について、原案を可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（池田喜八郎君） ありがとうございました。賛成多数と認めます。よって、議案第49号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第50号 平成24年度郡上市大和財産区特別会計予算についてを議題といたします。質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第50号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第51号 平成24年度郡上市白鳥財産区特別会計予算についてを議題といたします。質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第52号 平成24年度郡上市牛道財産区特別会計予算についてを議題といたします。質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第52号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第53号 平成24年度郡上市北濃財産区特別会計予算についてを議題といたします。質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第53号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第54号 平成24年度郡上市石徹白財産区特別会計予算についてを議題といたします。質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第54号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第55号 平成24年度郡上市高鷲財産区特別会計予算についてを議題といたします。質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第55号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第56号 平成24年度郡上市下川財産区特別会計予算についてを議題といたします。質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第56号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第57号 平成24年度郡上市明宝財産区特別会計予算についてを議題といたします。質疑を行

います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第57号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第58号 平成24年度郡上市和良財産区特別会計予算についてを議題といたします。質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第58号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第59号 平成24年度郡上市水道事業会計予算についてを議題といたします。質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第59号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第60号 平成24年度郡上市病院事業等会計予算についてを議題といたします。質疑を行います。

す。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第60号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議案第61号から議案第99号までについて(委員長報告・質疑・採決)

○議長(池田喜八郎君) お諮りをいたします。日程46、議案第61号 郡上市八幡市島美しいむらづくり多目的管理棟の指定管理者の指定についてから、日程84、議案第99号 郡上市八幡デイサービスセンターほか8施設の指定管理者の指定についてまでの39件を一括議題にしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第61号から議案第99号までの39件を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました39件は、所管の各常任委員会に審査を付託してあります。所管の委員長より報告をいただき、議案ごとに質疑、討論、採決をしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、一括議題として報告をいただきます。

委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。

産業建設常任委員長、12番 武藤忠樹君。

○12番(武藤忠樹君) 産業建設常任委員会の報告をさせていただきます。

2月24日開催の平成24年第1回郡上市議会定例会において審査を付託されました指定管理者関係37件について、2月29日に産業建設常任委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について報告をいたします。

なお、経過については主な内容を報告します。

指定管理者関係。

指定管理者関係の審査に入る前に、行政改革担当課長から、指定期間の取り扱いについて説明を受けました。

議案第61号 郡上市八幡市島美しいむらづくり多目的管理棟の指定管理者の指定について。

農林水産部長から、施設名称、指定する団体、指定期間及び平成24年度から指定管理料をゼロとすることについて説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第62号 郡上旬彩館やまとの朝市の指定管理者の指定について。

農林水産部長から、施設名称、指定する団体、指定期間及び12月議会で指定管理料に関連し改正したことについて説明を受けました。

審査の中で、委員から指定管理料と使用料について質問があり、使用料の額は年間72万円で、朝市組合から指定管理者が使用料の徴収を直接行うことで指定管理料はなくなったとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第63号 郡上市白鳥農畜産物処理加工施設の指定管理者の指定について。

農林水産部長から、施設名称、指定する団体、指定期間について説明を受けました。

審査の中で、委員から資料では譲渡検討となっているが、譲渡可能な団体なのか質問があり、市全体の区分により、農林産物加工施設は譲渡検討することで指定期間は3年間となっている。それぞれの施設については所管課で今後検討していくことになる。当施設の指定管理者は任意団体で法人格がないので、現段階では譲渡は難しいとの説明がありました。

借地料を市が負担していることについて質問があり、施設は補助事業で、農産物加工場としていろんな人が農業振興のために使用するという行政目的で整備されたものであり、用地費用は行政が負担している。また、公の施設の用地についてはそれぞれの施設建設当時の経緯及び財政事情によって、公費により一括購入する場合と、借地料として分割的に公費負担する場合があるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第64号 郡上市白鳥ふれあいの館の指定管理者の指定について。

農林水産部長から、施設名称、指定する団体、指定期間について説明を受けました。

審査の中で、委員から白鳥町農業婦人クラブ手作りの店の構成員数の質問があり、8人であるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第65号 郡上市白鳥ふるさと食品加工伝承施設の指定管理者の指定について。

農林水産部長から、施設名称、指定する団体、指定期間について説明を受けました。

審査の中で、委員から借地料について質問があり、借地料は指定管理者が負担しているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第66号 郡上市白鳥地域資源活用交流施設油坂さくらパークの指定管理者の指定について。

農林水産部長から、施設名称、指定する団体、指定期間について説明を受けました。

審査の中で、委員から収支が赤字であるが、あと何人が宿泊すれば黒字になるのか質問があり、施設利用は宿泊だけでなく、体験的なものを取り入れている。夏場の利用は多いが、冬場の利用が少ない。条件が厳しいと利用しにくく、雪が多ければ除雪費用が必要となる。条件のよいときに多く利用してもらうように大学の合宿利用を含めた形で進めているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第67号 郡上市新規作物等定着促進施設ひるがの物産館の指定管理者の指定について。

農林水産部長から、施設名称、指定する団体、指定期間について説明を受けました。

審査の中で、委員から借地料について質問があり、借地料は商工費の予算で支払っているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第68号 郡上市牧歌の里施設の指定管理者の指定について。

農林水産部長から、施設名称、指定する団体、指定期間について説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第69号 郡上市高鷲ふれあい農園施設の指定管理者の指定について。

農林水産部長から、施設名称、指定する団体、指定期間及び平成24年度から指定管理料をゼロにすることについて説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第70号 郡上市ひるがの高原サービスエリア地域食材供給施設の指定管理者の指定について。

農林水産部長から、施設名称、指定する団体、指定期間について説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第71号 郡上市高鷲農畜産物処理加工施設及び郡上市高鷲農畜産物処理加工施設とうふ工房の指定管理者の指定について。

農林水産部長から、施設名称、指定する団体、指定期間について説明を受けました。

審査の中で、委員から収支状況の赤字と牛乳製造について質問があり、牛乳は高鷲地域の学校給食に取り入れている。チーズなどの加工品は評価が高く、大手スーパーとの取引需要が伸びているとの説明がありました。

また、販売に関して高鷲地域の連携を求める要望がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第72号 郡上市高鷲三白の里ふれあい市場の指定管理者の指定について。

農林水産部長から、施設名称、指定する団体、指定期間について説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第73号 郡上市明宝農産物加工場の指定管理者の指定について。

農林水産部長から、施設名称、指定する団体、指定期間について説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第74号 郡上市和良農林産物生産施設の指定管理者の指定について。

農林水産部長から、施設名称、指定する団体、指定期間について説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第75号 郡上市和良農産物加工施設の指定管理者の指定について。

農林水産部長から、施設名称、指定する団体、指定期間について説明を受けました。

審査の中で、委員からだんごなどの販売について質問があり、常設の販売所は和良の道の駅であるが、イベントなどで販売している。指定管理者は学校給食へ食材を供給し、地域の野菜を集めて取り扱っているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第76号 郡上市白鳥木遊館の指定管理者の指定について。

農林水産部長から、施設名称、指定する団体、指定期間について説明を受けました。

審査の中で、委員から収支の赤字について質問があり、指定管理者も心配はしているが、当施設以外にも本所の人件費なども含まれているとの説明がありました。周辺の施設とともに一体的に取り組み直す必要もあるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第77号 郡上八幡旧庁舎記念館ほか4施設の指定管理者の指定について。

商工観光部長から、施設名称、指定する団体、指定期間について説明を受けました。

審査の中で、委員から市職員の出向について質問があり、現在は職員の出向はなく、平成20年度までであったとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第78号 郡上市大和古今伝授の里フィールドミュージアムほか3施設の指定管理者の指定について。

商工観光部長から、施設名称、指定する団体、指定期間及び指定管理料について説明を受けました。

審査の中で、委員から指定管理料について質問があり、道の駅以外の施設はそれぞれが独立採算

で管理するという事で指定管理料はないが、道の駅は「道の駅ルール」に基づき、公共性のあるトイレなどの施設維持の費用等を一本化して指定管理料としているとの説明がありました。

また、市職員の出向について質問があり、現在は1人であるが、会社の設立目的に開発インターチェンジの償還金の返済があり、返済が終了すれば独立させる方向であるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第79号 白山長滝公園ほか2施設の指定管理者の指定について。

商工観光部長及び農林水産部長から、施設名称、指定する団体、指定期間及び指定管理料について説明を受けました。

審査の中で、委員から白鳥地域特産物振興センターの借地について質問があり、すべて借地であるとの説明がありました。

白山長滝公園の朝市の運営について質問があり、朝市組合が販売しているが、道の駅管理運営協議会へ手数料を納めているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第80号 郡上市白鳥前谷自然活用総合管理施設の指定管理者の指定について。

商工観光部長から、施設名称、指定する団体、指定期間及び指定管理料について説明を受けました。

審査の中で、委員から経営について質問があり、施設維持と第三セクター会社の経営の2つの課題があるが、現在の経営者は運営を続ける方針を出している。阿弥陀ヶ滝での営業も含めて検討するとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第81号 郡上市白鳥石徹白交流促進センターの指定管理者の指定について。

商工観光部長から、施設名称、指定する団体、指定期間について説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第82号 郡上市ひるがの高原多目的広場の指定管理者の指定について。

商工観光部長から、施設名称、指定する団体、指定期間について説明を受けました。

審査の中で、委員から利用件数について質問があり、地元関係や会社がイベントや駐車場に使っているとの説明がありました。利用が少なく、もっと活用する方法を周辺の施設と一体的に考えてほしいとの要望がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第83号 郡上市道の駅大日岳地域食材供給施設の指定管理者の指定について。

商工観光部長から、施設名称、指定する団体、指定期間について説明を受けました。

審査の中で、委員からトイレの管理料について質問があり、市が直接道の駅管理経費で224万

5,000円を支出しているとの説明がありました。

また、他の道の駅との相違について質問があり、県との協定により、指定管理料でなく負担金の支出になっているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第84号 郡上市ひるがの湿原植物園の指定管理者の指定について。

商工観光部長から、施設名称、指定する団体、指定期間、指定管理料について説明を受けました。

審査の中で、委員から周辺の施設と一体的に指定管理をしていない理由について質問があり、施設整備の年代が異なっていたため、個別に管理をお願いしてきた経緯があるが、今後は周辺一帯の活性化を考えていく必要があるとの説明がありました。また、全体で利益を上げることを検討するように要望がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第85号 湯の平温泉の指定管理者の指定について。

商工観光部長から、施設名称、指定する団体、指定期間及び指定管理料について説明を受けました。

審査の中で、委員から改修費が指定管理料に含まれているかと質問があり、施設改修費を指定期間に分割して指定管理料に付加してほしいとの要求であったが、改修は年度ごとに内容や費用負担を協議していくもので、指定管理料には付加していない。指定管理の金額契約は単年度で見直すことになっている。施設改修費は基本的には法人の指定管理者の負担であるが、工事の内容により負担割合を協議することがあるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第86号 郡上市美並都市交流促進施設フォレストパーク373の指定管理者の指定について。

商工観光部長から、施設名称、指定する団体、指定期間について説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第87号 郡上市美並総合案内所の指定管理者の指定について。

商工観光部長から、施設名称、指定する団体、指定期間について説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第88号 郡上市美並緑地等利用施設粥川バンガローの指定管理者の指定について。

商工観光部長から、施設名称、指定する団体、指定期間について説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第89号 郡上市美並川の駅の指定管理者の指定について。

商工観光部長から、施設名称、指定する団体、指定期間について説明を受けました。

審査の中で、委員から施設の営業期間について質問があり、営業期間は5月初旬から10月末まで

である。利用客としては温泉入浴者、釣り客、ラフティングの団体などであり、経営はよくなっているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第90号 日本まん真ん中温泉 子宝の湯の指定管理者の指定について。

商工観光部長から、施設名称、指定する団体、指定期間及び指定管理料について説明を受けました。

審査の中で、委員から指定管理料の算定根拠について質問があり、22年度は4人、23年度は3人の市職員の人件費が含まれていない。常勤職員を減らして賃金で対応すれば指定管理料の範囲内となるとの説明がありました。

指定管理料が実績により変わることにについて質問があり、1,500万円の指定管理料とするが、このうち500万円は長良川鉄道利用者による入浴料減収の補てん分であるとの説明がありました。

また、鉄道利用者の入浴料について、1区間でも利用すれば入浴料が無料となり、運賃と入湯税だけでは入浴料よりも安くなる。鉄道、温泉にもよいことではないとの意見があり、課題として受けとめ、長良川鉄道と一緒に検討していくとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第91号 明宝温泉 湯星館及び郡上市明宝食材供給施設の指定管理者の指定について。

商工観光部長から、施設名称、指定する団体、指定期間及び指定管理料について説明を受けました。

審査の中で、委員から湯代について質問があり、支出には湯代は入っていないとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第92号 郡上市めいほう高原自然体験センターの指定管理者の指定について。

商工観光部長から、施設名称、指定する団体、指定期間について説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第93号 郡上市明宝地域資源活用総合交流促進施設の指定管理者の指定について。

商工観光部長から、施設名称、指定する団体、指定期間について説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第94号 郡上市明宝磨墨の里公園の指定管理者の指定について。

商工観光部長から、施設名称、指定する団体、指定期間及び指定管理料について説明を受けました。

審査の中で、委員から有料道路の無料化による影響について質問があり、通行量は一時的にふえたが、高速道路の利用増に伴い減ってきているとの説明がありました。

テナント料について質問があり、テナント料は市へ直接入るとの説明がありました。また、朝市について質問があり、施設の中であるので指定管理者の収受となるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第95号 郡上市和良運動公園の指定管理者の指定について。

商工観光部長から、施設名称、指定する団体、指定期間及び指定管理料について説明を受けました。

審査の中で、委員から施設の2階部分も指定管理施設に含まれるのかと質問があり、2階部分も入っているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第96号 郡上市和良川公園オートキャンプ場の指定管理者の指定について。

商工観光部長から、施設名称、指定する団体、指定期間について説明を受けました。

審査の中で、委員から支出が多いことについて質問があり、人件費、事務費、光熱水費であるとの説明がありました。また、利用者の状況について質問があり、家族連れなどが多いとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第97号 郡上市和良大月の森公園キャンプ場の指定管理者の指定について。

商工観光部長から、施設名称、指定する団体、指定期間について説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。平成24年3月16日、郡上市議会議長 池田喜八郎様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 武藤忠樹。

以上でございます。

○議長（池田喜八郎君） 続きまして、文教民生常任委員長、18番 森藤雅毅君。

○18番（森藤雅毅君） 文教民生常任委員会の報告をいたします。

2月24日の平成24年第1回郡上市議会定例会において審査を付託されました指定管理議案2件について、2月29日、3月2日に文教民生常任委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について報告します。なお、経過については主な内容を報告します。

指定管理関係。

議案第98号 みずほ園ほか2施設の指定管理者の指定について。

健康福祉部長から、みずほ園、ぼぷらの家、すみれ作業所の3施設を5年間、郡上市社会福祉協議会に指定管理しようとするものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から各施設で行っているクッキーづくりなどの授産作業に伴う収入についての質問があり、売上額は工賃と同額であるとの説明がありました。

経理区分間の繰り入れ、繰り出しについて質問があり、運営費が黒字の施設が赤字の施設の補てんをしているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第99号 郡上市八幡デイサービスセンターほか8施設の指定管理者の指定について。

健康福祉部長から、郡上市八幡デイサービスセンター、郡上市八幡おなび生きがいセンター、郡上市大和保健福祉センターやまつつじ、郡上市白鳥デイサービスセンター、郡上市白鳥東部デイサービスセンター、郡上市白鳥北部高齢者福祉センターいやしの里白山、郡上市高鷲保健福祉センターこぶし苑、郡上市美並健康福祉センターさつき苑、郡上市明宝デイサービスセンターの9施設を5年間、郡上市社会福祉協議会に指定管理しようとするものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から経営状況について質問があり、平成24年度の収支としては、9施設のうち6施設は赤字で3施設は黒字であり、9施設全体でも赤字となる見込みであるとの報告を受けている。理由としては、介護報酬の改定により、デイサービスでは10%程度収入が減る見込みとの説明がありました。

施設によって赤字の施設と黒字の施設がある理由について質問があり、各施設によって、職員が正職員かパートかによって人件費等の経費が違うことや、利用人数や利用者の介護度によって介護報酬が違うことによると思われるとの説明がありました。

指定管理期間中、収支の見込みが赤字であるが、指定管理料ゼロ円でやっていけるのかとの質問があり、今後の営業努力と若干の余力があるとのことでゼロ円とさせていただいたとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。平成24年3月16日、郡上市議会議長 池田喜八郎様。郡上市議会文教民生常任委員会委員長 森藤雅毅。

以上です。

○議長（池田喜八郎君） それでは、各議案につきましてそれぞれ質疑、討論、採決を行います。

議案第61号 郡上市八幡市島美しいむらづくり多目的管理棟の指定管理者の指定についてを議題といたします。質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第61号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第62号 郡上旬彩館やまとの朝市の指定管理者の指定についてを議題といたします。質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なし認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第62号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第63号 郡上市白鳥農畜産物処理加工施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。質疑を行います。

(挙手する者あり)

○議長(池田喜八郎君) 21番 金子智孝君。

○21番(金子智孝君) 委員長報告でそれぞれ伺っておるわけでありましたが、委員長報告の中の5ページにありますが、63号の白鳥の農産物加工場でございますが、ここで、指定管理者が任意団体であると、法人格がないので譲渡相手にはならないという趣旨の説明やったというふうにあります。要するに任意団体で法人格がない場合においては将来とも譲渡が、難しいということは、できないということに解釈いたしますと、そういう方向性っていうのは現在想定外という考え方であられるのかどうかということが一つ。

借地料を市が負担してるということがあります。これは質問出たということですが、借地料につきましてはそれぞれの指定管理の中で指定管理者が支払うケースも報告の中にありますですね。その辺の違いが、どういう趣旨なのかということなんですが、おおむね公の施設については統一的な基準といいますか、基づきまして当該団体が負担という形でそれぞれ自立という形で運営協力されているというふうに認識をしているわけでありましたが、本市については市が負担しているということについて若干の説明ございますが、用地費も行政が負担しているということでもありますので、用地費についても市が負担したものに貸しをするわけでありまして、何ゆえをもって借地料まで市が負担するか、特段の理由があればお聞かせいただきたいと思っております。

○議長(池田喜八郎君) 武藤産建委員長。

○12番(武藤忠樹君) 今ほど質問がありましたこの法人格のことにつきましては、先日、これ、

指定管理者の指定議案における指定の期間の取り扱いについて市長公室からいただいたものがありますが、この公の施設と指定管理についてのところで、条例に定めるところにより法人その他の団体に当該施設の管理を行わせるとされている。地方自治法第244条の2第3項ですか、このことを言われたんだと私は解釈してこの説明を受けたわけであります。

また、借地料につきましては、いろいろな市がこれまで各地区でやってきた施設をつくった目的とかいろいろなことの中でこういった行政目的で整備されたものであり、用地費用は行政が負担しているという説明ありましたので、そんなふうで私は理解したわけですが、部長のほうで補てんがありましたら補てんしていただきたいと思いますのでお願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長（野田秀幸君） まず、第1点目の御質問でございますが、今委員長さんお答えられましたとおりでございますが、まず、譲渡の方向性は変わりませんが、現在任意団体といった団体でございますので、そういったことがあるということで今後協議をしていきたいということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（池田喜八郎君） 副市長 鈴木俊幸君。

○副市長（鈴木俊幸君） 借地料の件でございますけれども、今ほどの委員長さんの報告にございましたように、それをつくる段階におきまして本来は旧町村が買い取って、その上に公共施設をつくっていくと。補助事業でございますから、当然にこの施設というものは公の施設として位置づけ、その目的、いわゆる地域活性化なり、あるいは農産物加工なりのものをつくってやっていくという立場なものでございまして、いわゆる取得して市有地になっておるか、はたまた借地になってるかということがございます。ただ、その中の一部、二、三だったと思ひますけれども、その指定管理者が使用料を払ってるところも借地料払ってるところも事実であります。これは旧町村によつての違いなんでございまして、原則的にはこれらが、いわゆる独立して、今今回お示ししましたように、いわゆる徐々に譲渡の方向へ持っていくという段階においては、今後は借地料についても、あるいは市有地についての借地ということも出てくるということがありますけれども、今現在においては公の施設を指定管理をしていただくということでございますので、借地料についてはまず市が払うという考え方で進めておりますのでお願いをいたします。

（「確認だけですが」と21番議員の声あり）

○議長（池田喜八郎君） 金子智孝君。

○21番（金子智孝君） 農林部長のほうでお答えになりました、現状は任意団体ということで、将来的には、相談というか、協議をした上でということの前提は、任意団体から法人格を持った団体へ移行するという形での調整が進められると、こういう方向性で確認させてよろしいですか。

○議長（池田喜八郎君） 農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長（野田秀幸君） 現在のこの施設につきましては、今、これはそば工房源助さんの話でございますけども、これを即、じゃあ、法人の団体のほうに移行するというのは難しいということでございますので、その方法の一つとしまして、今あそこの道の駅を管理しておるところが今法人化を目指しておるところでございます。そこの中の一つのテナントとしてあそこを位置づけて、そこの中で管理していってもらえるような状況ができないかということは今御相談を申し上げておるところでございますが、今後の状況でございますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（池田喜八郎君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 5番 野田龍雄君。

○5番（野田龍雄君） 10ページの郡上市道の駅大日岳の食材供給施設……

○議長（池田喜八郎君） 今63号です。

（「済みません、どうも本当に申しわけない」と5番議員の声あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第63号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第64号 郡上市白鳥ふれあいの館の指定管理者の指定についてを議題といたします。質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なし認め、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長報告は原案を可とするものであります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第64号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第65号 郡上市白鳥ふるさと食品加工伝承施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第65号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第66号 郡上市白鳥地域資源活用交流施設油坂さくらパークの指定管理者の指定についてを議題といたします。質疑を行います。

(挙手する者あり)

○議長(池田喜八郎君) 21番 金子智孝君。

○21番(金子智孝君) 本件に関しましては委員会では全会一致で可決されております内容でございますが、若干参考といいますか、収支が赤字という報告でございますが、報告されておる赤字の額というのはいかほど程度なのかということが一つでございますし、あとその赤字の部分については当該団体の累積的に将来的には自力で措置をするという状況の確認の中で赤字というものは計上されておるかということをお尋ねしたいと思います。

○議長(池田喜八郎君) 農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長(野田秀幸君) 22年度の赤字の額でございますが、22万6,860円でございます。それで、この指定管理者の指定につきましては、株式会社油坂というところに指定管理をお願いしていくというものでございますので、この赤字については当該会社のほうでやっていっていただけるものと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

○議長(池田喜八郎君) ほかに質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑を終結し、討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第66号は原案のとおり可とすることに

決定をいたしました。

議案第67号 郡上市新規作物等定着促進施設ひるがの物産館の指定管理者の指定についてを議題といたします。質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第67号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第68号 郡上市牧歌の里施設の指定管理者の指定について、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第68号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第69号 郡上市高鷲ふれあい農園施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第69号は原案のとおり可とすることに

決定をいたしました。

議案第70号 郡上市ひるがの高原サービスエリア地域食材供給施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第70号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第71号 郡上市高鷲農畜産物処理加工施設及び郡上市高鷲農畜産物処理加工施設とうふ工場の指定管理者の指定についてを議題といたします。質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第71号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第72号 郡上市高鷲三白の里ふれあい市場の指定管理者の指定についてを議題といたします。質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第72号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第73号 郡上市明宝農産物加工場の指定管理者の指定についてを議題といたします。質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第73号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第74号 郡上市和良農林産物生産施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第74号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第75号 郡上市和良農産物加工施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 15番 清水敏夫君。

○15番（清水敏夫君） この文面の中にも報告の中にもございますが、収支について赤字が出ているようですが、この赤字の中に中段で当該施設以外にも本所の人件費なども含まれているとの説明が……

（発言する者あり）

○議長（池田喜八郎君） そのほか質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第75号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第76号 郡上市白鳥木遊館の指定管理者の指定についてを議題といたします。質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 15番 清水敏夫君。

○15番（清水敏夫君） 戦闘能力が落ちましたが……。本所の人件費が含まれていると説明ありましたと書いてありますので、何で本所の人件費がこの木遊館の中に入っておるのか、ちょっとその辺、委員長、どうなんですか。

○議長（池田喜八郎君） 産業建設委員長、武藤忠樹君。

○12番（武藤忠樹君） 含まれているって、赤字になってるけれども、郡上——森林組合ですか、この指定管理者は。森林組合としてトータルで物を考えてるからここが赤字なってもというふうには私は解釈したわけですけども、そんな意味で本所の人件費をここで一部分、そんなふうなです。指定管理料がゼロ円ということもありまして、これは木遊館としては460万円ほどの赤字を出してるけれども、本所のほうの人件費としての部分もあるからってというような説明に私は受け取って、ここが赤字になってもそんだけ心配はしてないんだっていう、指定管理料ゼロ円っていうことですので、そんなふうにとったわけですけども、もし間違っていましたら部長のほうで御答弁のほうよろしくお願ひします。

○議長（池田喜八郎君） 農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長（野田秀幸君） 今委員長のおっしゃったとおりでございますが、指定管理者が森林組合ということでございまして、森林組合がこの管理をする上に当たって、本所の人間もそこにかかわるとるんだという意味で本所の人件費の一部もここに入っておるんだというふうに理解をしております。よろしくお願ひします。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 15番 清水敏夫君。

○15番（清水敏夫君） ただ赤字を膨らませるために、これを見ると、人件費が入れてあるというふうにとれるもので、本当に木遊館にかかわってる、あそこに何人か女の人がみえたと思いますが、その人たちの人件費で、ここは独立採算性の建物やもので、指定管理する以上は。本所の職員の人件費がそこへこんだだけかかわると入ってくるという部分というのはそれははっきりつかめんと思うんや。例えば時々来てアドバイスをしていくための人件費ということはあり得るかもしれないけれども、そういうものまで入れられるとまた赤字がふえるんじゃないかなと僕は純粋に思うもんですから、それは、本所は指導機関やで行って当たり前のことやもので、そこにおる人があそこで商品売ったりする人の分の赤字ならこれはやむを得んと思うけれども、そういうのをぶち込むというのはもうわけがわからんようになってまうと、森林組合の中の経営の中ではわかるけど、あそこの分ではどんだけやって、やっぱパーセントなりを決めておって、その分が明確に数字として本庁の分の10%を指導料で入れてますというんならわかるけれども、そこの辺をはっきりしないと、いつまでたつたって、赤字というか、改善をどうやっていったらええかということまでも出てこんのではないかなという素朴な疑問からちょっと先走りしましたが、先ほどは。そういうことでその辺また指導していただける分があったら僕は指導してもらったほうがいいと思いますので、よろしく。

○議長（池田喜八郎君） 農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長（野田秀幸君） 森林組合につきましてはあそこを指定管理する上に当たっては、例えば経理部門であるとか、あそこの経理部門であるとかっていうのも本所のほうでやるとる部門もあるというようなことでその部分が一部入っておるということに聞いております。ただ、それをなしにしても、あそこの単独の、あそこにおいでる方だけの人件費でもまだ赤字だということは聞いておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

（「わかりました」と15番議員の声あり）

○議長（池田喜八郎君） よろしいですか。

（「はい、わかりました」と15番議員の声あり）

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 5番 野田龍雄君。

○5番（野田龍雄君） 先ほど済みませんでした。この資料をちょっと見とるんですけども、今も委員長から469万円ほどの赤字だったというようなお話でしたけれども、今の話聞くと余計ちょっとおかしいんじゃないかと思ひます。今の中でも赤字があると。それに森林組合の本所の人が入っておるから、その分も入るとるとなるとちょっとおかしいというように思ひますね。その説明がちょっとわかりませんし、もう一点、これせつかくその資料出ておりますけど、これ見ると76番の木遊

館が今ですが、その次79番があつて、その後全然ないのは、資料はなかったんですか、これ。僕が落とすとるんですか。

(発言する者あり)

○5番(野田龍雄君) はい、わかりました。じゃ、またそれはそれで求めますので。

○議長(池田喜八郎君) 副市長 鈴木俊幸君。

○副市長(鈴木俊幸君) 細かいデータのものは持っておりませんが、要は、森林組合のほうは当然あれだけ大きな事業体でございまして、決算の仕方っていうのは決まってるわけです。ですから、この木遊館の仕事は森林組合の事業項目の中に上がってくるわけです。そうしますと、そこにおける賃金と及びそこにどれだけの負担がかかるか、負荷がかかるかと。例えば先ほど言いましたように、決算から、あるいは伝票、仕入れ等々の手続的なものを踏むというのは実質的に出されてくると。通常、会社の場合、そこだけ切ってもらって、そこだけの決算をするということはほとんどあり得ませんので、当然本所が絡む、あるいは理事の役員の一部のかかわりぐあいも計算した上での決算書が出てくると。ですから、我々が、先ほどもお話ございましたように、我々が受け取る決算書というよりも、森林組合の決算の明細の中で出てきた数字でこういう形になつるといふ形でございますので、先ほど出ましたように、純粹にそこだけで賃金を雇ってやったらどうなるかという議論は、先ほど出ましたように、もう少しやってみる必要があるのかなということをおもいますけれども、いわゆる森林組合の決算としてはそういう形にならざるを得ないということ、それを受けて、その木遊館がどういう経営されておるかというチェックをしておるということでございますので、そこに2人雇ったからそれで森林組合一切決算上のほうにのせないというならいいですけど、森林組合当然決算にのせなくちゃいけませんので、その部分が共通部分から何から含まれてきて割られておると。売り上げにおいてだろうと思っておりますけれども。そういう形の決算がされておるということでございますので、今後についてはそれを単独でやった場合はどうなんだというの、いわゆる検討はしてみたいと思っておりますけれども、そういう決算になるということだけは御理解いただきたいと思っております。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑を終結し、討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第76号は原案のとおり可とすることに

決定をいたしました。

議案第77号 郡上八幡旧庁舎記念館ほか4施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第77号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第78号 郡上市大和古今伝授の里フィールドミュージアムほか3施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第78号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第79号 白山長滝公園ほか2施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第79号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第80号 郡上市白鳥前谷自然活用総合管理施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第80号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第81号 郡上市白鳥石徹白交流促進センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第81号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第82号 郡上市ひるがの高原多目的広場の指定管理者の指定についてを議題といたします。質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第82号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第83号 郡上市道の駅大日岳地域食材供給施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。質疑を行います。

(挙手する者あり)

○議長(池田喜八郎君) 5番 野田龍雄君。

○5番(野田龍雄君) ちょっとわからんでお聞きするんですが、市が直接道の駅管理経費で224万5,000円を支出しているというこの説明、それからほかの駅とは違うという質問があって、これは県との協定により、指定管理料ではなくて負担金の支出、これは県の負担金という意味かと思いましたが、この件についての説明をお願いします。

○議長(池田喜八郎君) 商工観光部長 蓑島由実君。

○商工観光部長(蓑島由実君) お答えします。

今回のこの議案の道の駅大日岳地域食材供給施設というのは、あの道の駅の一番下のところに一角にある建物でございます。この施設については協同組合高鷲観光協会へ指定管理委託しておりますが、その分については指定管理料はゼロ円でございます。そして、この大日岳の道の駅というのはもともと県が建設した施設でありまして、その後の管理については高鷲村が基本的に管理をするというような、そうした協定のもとにずっと毎年維持されているものでございます。それで、高鷲がイコール郡上市ですが、そのトイレとか一部情報コーナーとかがありますが、そちらのいろんな経費ですね、補修経費、消耗品あるいは清掃維持といったそうしたもので115万9,000円、これは郡上市が100%出しております。

そして、もう一つ、負担金の部分がございますが、これは街路灯とかトイレの浄化槽の維持の関係、あるいは井戸ポンプの電気代とかいろいろな維持関係ですが、こちらについては郡上市は55%の負担ということで県に納めておりまして、それが65万円でございます。合わせて市の直接県へ支払うその支払い額が224万5,000円ということでございます。

(挙手する者あり)

○議長(池田喜八郎君) 5番 野田龍雄君。

○5番(野田龍雄君) 要は、県が建てて、その管理は市がやると、村がね、当時の、約束ですからその分は市がやらなきゃならんということですね。それは主にトイレの管理になっとるんですか、それともその建物自体もあるんですか。

○議長(池田喜八郎君) 商工観光部長 蓑島由実君。

○商工観光部長(蓑島由実君) 市が100%のほうは情報コーナーの建物関係、それからトイレの維

持管理等の部分でございます。あと県と負担金で案分しておる部分は街路灯あるいは浄化槽の管理、それから井戸ポンプの電気代等、そうしたものの区分はございます。

○議長（池田喜八郎君） そのほか質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第83号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第84号 郡上市ひるがの湿原植物園の指定管理者の指定についてを議題といたします。質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第84号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第85号 湯の平温泉の指定管理者の指定についてを議題といたします。質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第85号は原案のとおり可とすることに

決定をいたしました。

議案第86号 郡上市美並都市交流促進施設フォレストパーク373の指定管理者の指定についてを議題といたします。質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第86号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第87号 郡上市美並総合案内所の指定管理者の指定についてを議題といたします。質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第87号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第88号 郡上市美並緑地等利用施設粥川バンガローの指定管理者の指定についてを議題といたします。質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第88号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第89号 郡上市美並川の駅の指定管理者の指定についてを議題といたします。質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第89号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第90号 日本まん真ん中温泉 子宝の湯の指定管理者の指定についてを議題といたします。質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第90号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第91号 明宝温泉 湯星館及び郡上市明宝食材供給施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第91号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第92号 郡上市めいほう高原自然体験センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第92号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第93号 郡上市明宝地域資源活用総合交流促進施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第93号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第94号 郡上市明宝磨墨の里公園の指定管理者の指定についてを議題といたします。質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第94号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第95号 郡上市和良運動公園の指定管理者の指定についてを議題といたします。質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第95号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第96号 郡上市和良川公園オートキャンプ場の指定管理者の指定についてを議題といたします。質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第96号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第97号 郡上市和良大月の森公園キャンプ場の指定管理者の指定についてを議題といたします。質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第97号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第98号 みずほ園ほか2施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第98号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第99号 郡上市八幡デイサービスセンターほか8施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第99号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 1番 上村悟君。

○1番（上村 悟君） ちょっと私も前のつながり等わかりませんので、この指定管理について全般にちょっとお聞きしたいことあるんですが、発言してもよろしいでしょうか。

○議長（池田喜八郎君） 今休憩とりまして、その後に。

（「はい、わかりました」と1番議員の声あり）

○議長（池田喜八郎君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。4時半から行います。

（午後 4時18分）

○議長（池田喜八郎君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 4時30分）

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） それでは、休憩前に上村議員から発言がありましたので、許可をいたします。

1番 上村悟君。

○1番（上村 悟君） 私、途中からですので、前の行きがかりとか、いろんなことはわかりませんが、指定管理について、また産建の中でたくさんの指定管理が出てきたんですけど、私も発言をする機を失しとって、ちょっとお聞きしたいことや、それから自分の思いのことをお話をしたかったので、発言をさせていただきたいと思います。

まず、1点目は、40近い指定管理があるわけなんですけども、その中で各地区のことを申しますと、大変たくさんの指定管理料をお支払いしながら管理をしてもらっているところ、それから同じ地区にある、一方ではどんどん利益の上がっているそういうところ、そういうものがたくさん各町にあるわけなんですけども、そういうものを何とか市のほうの指導で一つにして、もうかっているところと余りうまく経営のいっていないところをプールしながら指導をしていくということについて、それからまた、地区によっては、点々とあるのを1カ所へ寄せようとするれば1カ所に寄らんこともない場所も私はあると思うんですが、そういうものを1カ所に寄せて効率的な経営をしろというふうなことの指導、それから、そういう配慮というのを今までされたのか、ただ、一つ一つバラバラに指定をされて、それでたくさんの指定管理料を払われているようですけども、そういうことで市の支出を少しでも抑えていくようなことを、それから経営が経営として成り立つようなことについて、どういうふうに今までされたのか、どんなお考えかということについても、お聞きをしたいというふうに思います。

それからもう1点は、先ほども決算の関係で木遊館の話が出ておりましたけども、そのことを言うわけじゃありませんが、市のほうで決算書が出てくると思います、各所の。そのものをどういうふうに、本当にこの決算が正しいものかどうなのかというのをどういう形で調べられているのか、現地に行っておられるとか、帳簿を見るとか。

それから、もう一つについては、同じ経営の中でも一所懸命営業努力をして人件費を抑えて、それから人数も少なくしながらやって経営を黒にしておるところと、相手日の丸というふうな形で、どんどん補助金とか指定管理料が来るし、人をたくさん雇って雇用の場であるからということで、たくさんの人を雇用する。それから、その雇用した人間についても、単価的によそから比べるとかなり高い金額を払ってあるけど、そういうこともあるというわけじゃありませんが、そういうことまでについて、十分精査をされているかどうか、それによって本当に一所懸命やっているところと、そうでないところとの差が出てくると思います。

そういうことで、赤字がどんどん膨らんできたから、これは少し市のほうで面倒を見ましょうという形になるんだと思いますけども、ただ単に出た決算書だけを見て、ああ、これは赤字やけ、こ

れはこうだというような判断をされておるようでは、ちょっと寂しいのではないかというふうに思っています。

そういうことで、ぜひ、先ほど言いましたように、先ほど木遊館の話が出ましたが、それだけではなしに私はほかにも、ひょっとしてそういう形で、こっちの会社からこっちの会社とが一緒になっとなって、そしてそういう利益の決算書の帳簿合わせがしてあるのではないかというような感じもします。

それですので、本当にそういうことをしっかりして調査をした上で決算書を見に、それから貸借対照表も普通の会社等ではあると思いますが、そういう形でしっかりしてやってあるかどうかと、もしやっていないとするなら、これからどんなお考えかということについてお聞きをしたいと思えます。

以上です。

○議長（池田喜八郎君） 副市長 鈴木俊幸君。

○副市長（鈴木俊幸君） 最初に、指定管理のあり方でいわゆる一件、一件あるいは八幡町の産業振興公社のように、八幡にある程度の施設をまとめて指定管理をしているという例がございます。

これは、これもいつまでそうするつもりなんやということもあろうかと思えますけれども、本来的に、今回、非常に譲渡の方針等々を打ち出してきたいきさつというのは、いわゆる公の施設として多くの方々がその施設を利用しながら、産業振興あるいは活性化に結びつけるという施設の形をとっておりますけれども、一方ではその団体が、その施設ができ上がると同時にできてきたと、いわゆる管理団体、今回お願いをしておるような団体等々があるわけですが、そういうところもあるといったことから、その歴史のあるところもあります。

ですから、非常に優先的に公開で入札をして決めておるのではなしに、これまでの権利あるいは関係を尊重しながら指定管理をしておるところもございます。ただ、これがいつまでも続けられるものでもございませんし、一方では非常に指定管理料についても厳しく査定をしておる関係がございますので、今後については、今ほどお話が出ましたように、うまい組み合わせとか、あるいはどういう形に持っていけばいいのかといったことが当然出てくるだろうと思っております。

きょう3年でお願いしたものについては、特に今後どういう形に持っていくんだということが、早急にこれは詰める必要があると、5年については、できるだけ延ばしていただきまして、産業振興あるいは企業としての独立性を持っていただきたいというような思いもいたしております。御指摘のあった点について、本当にいろんな意味で組み合わせを考えていきたいということをおもっております。

それから、決算あるいはその経営状況については、本当に確認をしておるのかというお話でございましたが、当然に出てきた段階においては、それぞれの部署、担当者が確認をいたしております。

ですから、そんな大きなごまかし等々があるとは思っておりませんが、それだけでは足りないだろうということで、昨年、23年度中においては四半期ごとの報告書とか、そういったものも出させながら、その会社といわゆる意思疎通を図りながら市役所もかかわっていくと。

先ほどお認めいただきました指定管理というのは、本来、市がやるべきものを指定管理して欲しいするという、市の事業の一部をお願いしておるわけでございますので、当然モニタリング等々を進めながらチェックをし、指導をし、同じような形で悩みながら独自の方向へもっていきたいということをおと考えておりますので、お願いをいたしたいと思っております。

(挙手する者あり)

○議長（池田喜八郎君） 上村悟君。

○1番（上村 悟君） 今の説明はわからなくてもいいんですが、私が言いたいのは、せっかく指定管理をしてやって皆さんに頑張っておっていただくのなら、やっぱりいい企業、いい仕事ができるように独立できるような指導をしてもらわんといかんのではないかなということなんです。

だから、高鷲の場合ですと道の駅があって、上にファーマーズという会社があって、その横に朝市ですか、野菜を売る、ばらばらにあるんですが、ああいうものを、これは例ですけど一緒のところ寄せて、あれは市の土地にあるのですので、そうすると相乗効果ですべてがよくなる、その中でもっと数名の人が雇用もできてくる、そういうことで前向きにやっていただかんと、ただ、指定管理をすればいいやと、市から手を離してなるべくそっちでやれやということではなしに、せっかく渡したのなら地元の人が喜んで活用できる、人の寄る場所になる、そういうことにひとつ努力をいただきたいということでございますし、それをやることによって利益が皆さん上がってくれば、市の財源から出すことも少なくなるだろうと思っておりますので、含めてそういうことをお願いしたかったということですので。

以上です。ありがとうございました。

◎議案第102号から議案第105号までについて（委員長報告・採決）

○議長（池田喜八郎君） お諮りをいたします。日程85、議案第102号 財産の無償譲渡について（下栗巣集会所）から、日程88、議案第105号 財産の無償譲渡について（野添農産物集出荷場）までの4件を一括議題としたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第102号から議案第105号までの4件を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました4件は、総務常任委員会及び産業建設常任委員会に審査を付託してあります。委員長より報告をいただき、議案ごとに質疑、討論、採決をしたいと思っております。御

異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、一括議題として御報告をいただきます。

委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。

総務常任委員長、11番 上田謙市君。

○11番(上田謙市君) 2月24日の平成24年第1回郡上市議会定例会において付託されました財産の無償譲渡4件について、2月29日に総務常任委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。なお、経過については主な内容を報告いたします。

その他議案ということで、議案第102号 財産の無償譲渡について(下栗巣集会所)、議案第103号 財産の無償譲渡について(中津屋伝統芸能継承センター)、議案第104号 財産の無償譲渡について(高鷲上野集会所)、議案第105号 財産の無償譲渡について(野添農産物集出荷場)。

審査に当たり、議案第2号から議案第5号までの4件は関連があるため一括議題として説明を求め、総括質疑の後それぞれ採決を行いました。

総務部長から集会所等の4施設について、地元へ譲渡し、引き続き地域の施設として使っていくものであるとの説明がありました。

委員から、市有地における使用料について質問があり、土地の使用料は徴収せず、地縁団体になったときに譲渡していくとの説明がありました。

以上、審査の結果、議案第102号から議案第105号までの4件について、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。平成24年3月16日、郡上市議会議長 池田喜八郎様。郡上市議会総務常任委員会委員長 上田謙市。

以上であります。

○議長(池田喜八郎君) 続きまして、産業建設常任委員長、12番 武藤忠樹君。

○12番(武藤忠樹君) 産業建設常任委員会の報告をさせていただきます。

2月24日開催の平成24年第1回郡上市議会定例会において審査を付託されました財産の無償譲渡1件について、2月29日に産業建設常任委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について報告します。なお、経過については、主な内容を報告します。

議案第105号 財産の無償譲渡について(野添農産物集出荷場)。

農林水産部長から、譲渡財産、譲渡の相手、譲渡理由について説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。平成24年3月16日、郡上市議会議長 池田喜八郎様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 武藤忠樹。

以上であります。

○議長（池田喜八郎君） それでは、各議案につきましてそれぞれ質疑、討論、採決を行います。

議案第102号 財産の無償譲渡について（下栗巣集会所）の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第102号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第103号 財産の無償譲渡について（中津屋伝統芸能継承センター）の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第103号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第104号 財産の無償譲渡について（高鷲上野集会所）の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第104号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第105号 財産の無償譲渡について（野添農産物集出荷場）の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第105号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議案第106号から議案第107号までについて（委員長報告・採決）

○議長（池田喜八郎君） お諮りをいたします。日程89、議案第106号 市道路線の廃止についてと、日程90、議案第107号 市道路線の認定についての2件を一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第106号と議案第107号の2件を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました2件は、産業建設常任委員会に審査を付託してあります。委員長より報告をいただき、議案ごとに質疑、討論、採決をしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、一括議題としての報告をいただきます。

委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。

産業建設常任委員長、12番 武藤忠樹君。

○12番（武藤忠樹君） 産業建設常任委員会の報告をさせていただきます。

2月24日開催の平成24年第1回郡上市議会定例会において審査を付託されました市道路線関係2件について、2月29日に産業建設常任委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について報告します。なお、経過については、主な内容を報告します。

議案第106号 市道路線の廃止について。

建設部長から廃止する路線について説明を受けました。

審査の中で、委員から坂本峠線について質問があり、現在高山市側は遮断してあり、郡上市側も峠に通り返り抜けができないという看板を設置しているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第107号 市道路線の認定について。

建設部長から認定する路線について説明を受けました。

審査の中で、委員から曾部地公園橋線について質問があり、橋梁へは車が進入できない構造になっているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。平成24年3月16日、郡上市議会議長 池田喜八郎様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 武藤忠樹。

以上であります。

○議長（池田喜八郎君） それでは、各議案についてそれぞれ質疑、討論、採決を行います。

ここであらかじめ時間延長をいたします。

議案第106号 市道路線の廃止についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第106号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第107号 市道路線の認定についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第107号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎請願第1号について（委員長報告・討論・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程91、請願第1号 消費税10%へのアップと社会保障の切り捨て中止を求める意見書の提出を求める請願書を議題といたします。

本件は、総務常任委員会に審査を付託してあります。委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。

総務常任委員長、11番 上田謙市君。

○11番（上田謙市君） 2月24日の平成24年第1回郡上市議会定例会において付託されました請願1件について、3月2日に総務常任委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について御報告いたします。なお、経過については主な内容を報告します。

請願関係。

請願第1号 消費税10%へのアップと社会保障の切り捨て中止を求める意見書の提出を求める請願書。

紹介議員から、非常に経済状態も大変な状況の中で、国会での審議も先行き不透明な状態である。消費税を上げることが、本当に社会保障をよくすることになるかと考えると、国会論議にあるようになかなかそうでもなさそうである。増税5%のうちわずか1%が社会保障に向けられるだけであり、市民の皆さんは、社会保障が削られ消費税は上がり、両面で一層の負担がふえることとなる。

3%から5%に増税したときには、少し景気が上向きなときであったが、医療制度の改革もあり非常に景気が落ち込んだ。今回はそうでなくとも景気が大変な状況の中で実施されることに心配しての請願であるとの説明がありました。

委員から、社会保障と税の一体改革については、与党民主党の中でもまとまっていない。だれでも社会保障が充実して税が上がらないほうがよい。世論調査においては、社会保障や年金に使用するのであれば容認という意見が5割近くある。上げるときは国からの十分な説明が欲しいとの意見がありました。

景気の状態から見て、今上げることには個人的には反対だが、国全体のことを考えると判断は難しいとの意見がありました。

委員から、引き上げ後の消費税収にかかわる地方への配分について、地方消費税及び地方交付税の配分が、政府と全国知事会など地方6団体で合意しており、自治体としては了承していることになっている。市民の立場で言えば、地方議員の痛みほど国は努力していない。

国のあり方に対して非常に不満がある。この状態のまま消費税を上げることには不満もあるが、請願は消費税を上げないということであり違和感があるとの意見がありました。

審査の結果、本委員会としては賛成少数で不採択することに決定しました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。平成24年3月16日、郡上市議会議長 池田喜八

郎様。郡上市議会総務常任委員会委員長 上田謙市。

以上であります。

○議長（池田喜八郎君） 委員長報告が終わったので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を行います。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 賛成討論ですか。

5番 野田龍雄君。

（発言する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 反対がなかったもので、賛成を。

○5番（野田龍雄君） いいですか、やってください。

（発言する者あり）

○5番（野田龍雄君） そうやね。いいですか。

（発言する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 不採択やもんで、賛成だけやってください。

5番 野田龍雄君。簡略をお願いします。

○5番（野田龍雄君） 大切な内容ですので、少し原稿も用意しましたし、皆さんにはできませんでしたら、このチラシを見ていただきたい、全部に渡ってませんので申しわけありませんが、後で必要な方はお渡ししますのでお願いをします。

そこの請願書には、そのまま読みませんが、大変今のような状況の中で深刻な経済状態にあり、その中でも民主党政権、毎日のように報道があり、党内でもいろいろ論議があつてどうなるかわからないというような状況です。それくらいこの問題については抵抗がある、国民の中にそれでは困るという声が強いということを反映しておるというように思います。

この消費税を、今のわずか2年の間、3年ですか、15年までに倍にするという非常に大きな増税計画でございます。これは過去に例のない最悪の消費税増税と社会保障の一体改悪にほかならないというように考えます。

消費税率を10%にすれば、家計や個人消費が冷え込み、一層景気が悪化することは明らかであります。社会保障改悪では年金支給額の切り下げ、68歳とか70歳なんていう声も出ております。それから定率の医療費窓口負担に加え、新たな定額の負担なども計画をされております。国民の命と健康を根底から脅かします。

社会保障の財源は、聖域を設けず歳出の無駄を削減すること、負担能力に応じた税、社会保険料で賄うという応能負担の原則を貫いて確保すべきだというように、そこに書いてあります。そして

請願事項として2つが上げてあります。

消費税の大幅増税計画中止ということなんですが、この署名を皆さんにお願いをしたところ、社会保障をよくするためなら仕方がないという意見もありました。消費税を上げずに、どうして今の財政を立て直すのかという質問も出されました。

1997年に橋本龍太郎自民党政権が消費税を3%から5%に引き上げたとき、同時に医療費値上げなど9兆円の負担増を国民に押しつけた結果、そのころようやく上向いてきた日本経済は一気に冷え込んでしまいました。このとき、企業の経済活動を活発にするとして法人税の減税が実施されましたが、国の税収はどんどん落ち込んでまいりました。勤労者の給料もずっと下がり続けております。

今回は、消費税10%、まあ、5%アップですが、それに加え年金削減や医療費値上げなどで年間20兆円もの大負担増です。こんなことを実施したら、暮らしも経済も財政も大打撃を受けることは、火を見るよりも明らかだと思います。

日本共産党は、国民の所得をふやし、国民生産の6割を占める国民消費を元気にして、内需主導で健全な成長の軌道に乗せる民主的な経済改革が必要であると考えています。このチラシに書いてありますので、ぜひお読みください。

260兆円もの内部留保をため込んだ大企業に応分の負担を求める、そしてそこで働く労働者の待遇を改善したり、下請企業への下請価格の引き上げなどを実現することで、大企業の内部留保を日本経済に還流させることが大切だと考えます。

また、大型開発や軍事費を初め税金の無駄遣いをなくし、富裕層、大企業優先の不公平税制を見直すことで財政を立て直すことができます。消費税の増税をしなくても経済を立て直す道を、今こそ真剣に模索すべきであります。

議員各位の深い御理解をお願いし、この消費税10%アップと社会保障の切り捨て中止を求める意見書の提出を求める請願書を採択されるよう賛同を求めます。（拍手）

○議長（池田喜八郎君） ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論を終結し、採決をいたします。

（発言する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 反対からやって、賛成からやったって。

採決は、郡上市議会会議規則第81条の規定により、起立採決を行います。原案に対してでありますので、お間違えなく。

委員長の報告は原案を不採択とするものであります。原案に賛成の諸君の起立を求めます。不採択やで、原案で。

(賛成者起立)

○議長（池田喜八郎君） 起立少数であります。よって、請願第1号は不採択とすることに決定をいたしました。

◎議発第1号について（委員会付託）

○議長（池田喜八郎君） 日程92、議発第1号 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査及び常任委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会から、会議規則第75条の規定により、本会議の会議日程等議会の運営に関する事項について及び各常任委員会から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査について、お手元に配付しておりますとお申し出がありました。

お諮りをいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

◎報告第1号について（報告）

○議長（池田喜八郎君） 日程93、報告第1号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 報告第1号 専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。平成24年3月16日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりいただきまして、専決第9号でございます。

専決処分書、和解及び損害賠償の額の決定についてということで、和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をする。平成24年3月2日、郡上市長 日置敏明。

1の損害賠償による和解の内容でございます。平成23年8月16日午前10時55分ごろ、郡上市美並町山田地内市道裏山線において公用車が左折しようとした際、右折してきた相手車両と衝突した。市は示談により損害を賠償する。2、損害賠償の相手方は、記載のとおりでございます。3の損害賠償の額は5万1,377円でございます。

専決第10号でございます。以下においては、同じ条文ですので省略させていただきます。

専決日が平成24年の3月2日、1で、損害賠償による和解の内容でございます。平成24年1月28日午後3時45分ごろ、郡上市高鷲町鷲見地内の東海北陸自動車道において、市が管理する跨道橋から雪塊が落下し、同自動車道を走行中の相手方車両に当たり破損させた。市は示談により損害を賠償する。2、損害賠償の相手方は記載のとおりでございます。3、損害賠償の額は44万3,540円でございます。

専決第11号でございます。平成24年3月2日でございます。1、損害賠償による和解の内容、平成24年2月11日午後5時ごろ郡上市八幡町初音地内、市道初音区内4号線において、走行中の相手方車両のタイヤ側面が側溝ブロックから突出していた土地境界ピンに接触し破損した。市は示談により損害を賠償する。2、損害賠償の相手方は記載のとおりでございます。3、損害賠償の額1万500円でございます。

大変申しわけございません。今後とも気をつけていきたいと思っておりますので、お願いいたします。

また、1枚資料がついてございますが、平成23年度における専決処分の報告件数ということでございます。これにおいては、今回のを入れまして合計11件ということで、140万1,200円ということでございます。大変申しわけございません。

○議長（池田喜八郎君） それでは、以上で報告第1号を終わりますが、質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） それでは、以上で報告第1号を終わります。

◎議報告第3号について

○議長（池田喜八郎君） 日程94、議報告第3号 中間報告について（議会運営委員会の中間報告）を議題といたします。

議会運営委員会から、議会基本条例に関します調査研究についての中間報告が、別紙のとおりありましたので、お目通しをいただきたいと思っております。

◎議報告第4号について

○議長（池田喜八郎君） 日程95、議報告第4号 行財政改革特別委員会の報告についてを議題といたします。

行財政改革特別委員会から、別紙のとおり報告がありましたので、お目通しをいただきたいと思っております。

◎議報告第5号について

○議長（池田喜八郎君） 日程96、議報告第5号 過疎・辺地総合対策特別委員会の報告についてを

議題といたします。

過疎・辺地総合対策特別委員会から、別紙のとおり報告がありましたので、お目通しをいただきたいと思います。

ここで日程の追加をしたいと思います。

日程97、議発第2号 郡上市議会委員会条例の一部を改正する条例についてと、日程98、議発第3号 郡上市議会会議規則の一部を改正する規則についての2件を日程に追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認め、2件を日程に追加をいたします。

追加日程につきましては、お手元に配付してありますので、よろしくお願いをいたします。

◎議発第2号について(議案朗読・提案説明・採決)

○議長(池田喜八郎君) 日程97、議発第2号 郡上市議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局に朗読をさせます。

議会事務局長 池場康晴君。

○議会事務局長(池場康晴君)

議発第2号

郡上市議会の委員会条例の一部を改正する条例について

郡上市議会委員会条例の一部を改正する条例を地方自治法第112条及び郡上市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成24年3月16日提出

提出者 郡上市議会議員 金子 智 孝

賛成者 郡上市議会議員 川 嶋 稔

賛成者 郡上市議会議員 美 谷 添 生

郡上市議会議長 池田喜八郎様

提案理由

郡上市議会議員定数条例の一部改正に伴い、常任委員会の委員定数を改めるため、この条例を定めようとする。

1枚めくっていただきまして、郡上市議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条の表中7人を6人に改める。附則、この条例は平成24年4月11日から施行する。

3枚目が新旧対照表でございますけれども、議員の定数条例の改正に伴いまして、常任委員会が3つの委員会がございますけれども、それぞれの定数を7名から6名にそれぞれ改めるというものでございますのでお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（池田喜八郎君） 提案者の説明を求めます。

21番 金子智孝君。

○21番（金子智孝君） 議発第2号であります。ただいま、事務局のほうで朗読説明がございましたとおりでありまして、議員定数を削減したことに基きまして委員会条例を改正するものでありますので、一応、委員会条例は所管として議運が当たるということになっておるということだと思いますので、私のほうから提案させていただきましたので、御賛同をよろしく願いいたします。

以上であります。

○議長（池田喜八郎君） 提案者の説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

議発第2号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議発第2号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議発第3号について（議案朗読・提案説明・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程98、議発第3号 郡上市議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

事務局に朗読をさせます。

議会事務局長 池場康晴君。

○議会事務局長（池場康晴君）

議発第3号

郡上市議会会議規則の一部を改正する規則について

郡上市議会会議規則の一部を改正する規則を、地方自治法第112条及び郡上市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成24年3月16日提出

提出者 郡上市議会議員 金子 智 孝

賛成者 郡上市議会議員 川 嶋 稔

賛成者 郡上市議会議員 森 藤 雅 毅

郡上市議会議長 池田喜八郎様

提案理由

郡上市議会議員定数条例の経過措置の終了に伴い、会議規則の適正化を図るよう所要の規定を整備するため、この規則を定めようとする。

郡上市議会会議規則の一部を次のように改正する。

別表、地域連絡代表者会議の項及び地域議員会議の項を削る。附則、この規則は平成24年4月11日から施行する。

3枚目が、新旧対照表になってございます。会議規則の第121条のところでございますけれども、議会の協議または調整を行うための場ということで、別表で会議の名前が定めてございます。

その中で、旧のほうの下から4つ目のところに地域連絡代表者会議、それからその下に地域議員会議というものが定められてございましたけれども、選挙の、小選挙区制から大選挙区制に変わったというところがございますので、それに伴いましてこの地域連絡代表者会議、地域議員会議というものを削除するという改正でございます。

以上でございます。

○議長（池田喜八郎君） 提案者の説明を求めます。

21番 金子智孝君。

○21番（金子智孝君） 議発第3号につきましては、ただいま事務局長のほうから朗読説明したとおりでありまして、議会定数条例の策定の中で経過措置、いわゆる地区を設けるという選挙区がなくなりまして、暫定の措置、経過措置が終了したことに伴いまして会議規則を適正化するものであります。所要の整備を規定したものでありますので、皆さん方の御賛同を得たいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（池田喜八郎君） 提案者の説明が終わったので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決を行います。

議発第3号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議発第3号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎市長あいさつ

○議長（池田喜八郎君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。ここで、市長のごあいさつをいただきます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 平成24年第1回郡上市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今回は2月24日に開会以来、議員各位におかれましては、終始御熱心に、かつ真剣に御審議を賜りましてまことにありがとうございます。また、提案をいたしました100件を超す議案につきましても、すべて御決定を賜りまことにありがとうございました。

審議の経過においてちょうだいをいたしました、いろいろな御意見や御提案につきましては、それを踏まえつつ、適切な執行に努めてまいりたいと存じます。

今議会は議会の皆様方にとりましても、また私にとりましても平成20年4月から始まりました今任期4年間におきます最後の定例会となったものでございます。

私も今任期4年を振り返る中で、この4年間議会の皆様方から賜りました適切かつ温かい御指導に心から感謝を申し上げるものでございます。まことにありがとうございました。

さて、いよいよこれから議会、そして市長ともども市民の皆様方の審判を仰ぐ時節となってまいりました。議員各位の中には、今任期をもって勇退をされる方々もおありとお聞きをいたしているところでございますが、そうした方々に対しましては、旧町村時代の議会からも含めまして、議会活動を通じて郡上の地方自治の発展のために御尽力を賜りましたことを、心からそのことについて敬意と感謝の念を捧げたいと存じます。まことにありがとうございました。今後とも郡上市の地方自治の発展のために、大所高所に立って御指導を賜りますようお願いを申し上げたいと存じます。

また、引き続き、次なる任期に挑戦をされます議員各位におかれましては、見事栄冠をかち取られますようお願い申し上げます。私も今回、市民の審判を仰ぐ身でございますけれども、そうした次なる任期に挑戦をされます皆様とともに、再びこの場にいまみえることができますように、そして、ともに郡上市政の発展のために、再びいろいろと論議を交わすことができますよう、心から念願をいたしております。

まだまだ寒い時期が続きます。三寒四温、陽気も変わりやすい時期でございます。議員の皆様方にはくれぐれも御健康に留意をされますよう、そして御発展を心から祈念をいたしまして、私のごあいさつとさせていただきます。まことにありがとうございました。（拍手）

◎議長あいさつ

○議長（池田喜八郎君） 平成24年第1回郡上市議会定例の閉会に当たりまして、一言あいさつを申し上げます。

今期定例会は、去る2月24日から本日まで22日間にわたり、平成24年度予算を初め、条例改正などの多くの議案を議員各位の終始極めて真剣なる御審議をいただきまして、これもひとえに議員各位の御協力のたまものと深く感謝を申し上げます。

また、市長を初め執行機関の各位におかれましても、審議の間、常に真摯な態度を持って審議に御協力いただき、その御苦勞に対しましても厚く御礼を申し上げます。

議員各位におかれましては、健康に留意をされまして、ますますの御活躍を御祈念申し上げまして、閉会のあいさつとさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（池田喜八郎君） 以上をもって、本日の会議を閉じます。これをもって、平成24年第1回郡上市議会定例会を閉会といたします。御苦勞さまでございました。（拍手）

（午後 5時21分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 池 田 喜八郎

郡上市議会議員 田 代 はつ江

郡上市議会議員 野 田 龍 雄